

第百九十六回国会
衆議院
經濟産業委員会
議 録 第 四 号

平成三十年四月四日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 稲津 久君

理事 城内 実君

理事 辻 清人君

理事 吉川 貴盛君

理事 田嶋 要君

理事 穴見 陽一君

理事 尾身 朝子君

理事 大見 正君

理事 神山 佐市君

理事 佐々木 紀君

理事 田畑 毅君

理事 穂坂 泰君

理事 本田 太郎君

理事 八木 哲也君

理事 松平 浩一君

理事 浅野 哲君

理事 斉木 武志君

理事 菊田真紀子君

理事 谷畑 孝君

理事 平 将明君

理事 富樫 博之君

理事 落合 貴之君

理事 富田 茂之君

理事 上野 宏史君

理事 大串 正樹君

理事 岡下 昌平君

理事 小林 鷹之君

理事 佐藤ゆかり君

理事 原田 義昭君

理事 星野 剛士君

理事 松本 洋平君

理事 中谷 一馬君

理事 山崎 誠君

理事 吉良 州司君

理事 山岡 達丸君

理事 笠井 亮君

経済産業大臣

経済産業大臣政務官

経済産業委員会専門員

世耕 弘成君

大串 正樹君

佐野圭以子君

委員の異動

四月四日

辞任

神田 裕君

三原 朝彦君

同日

補任

原田 義昭君

補欠選任

本田 太郎君

原田 義昭君

補欠選任

三原 朝彦君

第一類第九号

経済産業委員会議録第四号

平成三十年四月四日

本田 太郎君

神田 裕君

四月三日

生産性向上特別措置法案(内閣提出第二二号)

産業競争力強化法等の一部を改正する法律案

(内閣提出第二二号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

生産性向上特別措置法案(内閣提出第二二号)

産業競争力強化法等の一部を改正する法律案

(内閣提出第二二号)

○稲津委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、生産性向上特別措置法案及び産業競争力強化法等の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

これより順次趣旨の説明を聴取いたします。世耕経済産業大臣。

生産性向上特別措置法案

産業競争力強化法等の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○世耕國務大臣 生産性向上特別措置法案及び産業競争力強化法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

まず、生産性向上特別措置法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

近年、第四次産業革命と呼ばれるIT分野における急速な技術革新の進展に伴い、これまでの産業構造や国際的な競争条件が著しく変化する中で、我が国産業の生産性の向上を短期間に実現す

るための措置が早急にとられなければ、我が国産業の国際競争力が大きく低下するおそれがあります。グローバル競争の中で我が国産業が勝ち抜くためには、こうした技術革新の果実を取り入れ、世界に先駆けて新たな付加価値を生み出すことで、生産性を飛躍的に向上させる必要があります。

こうした現状に鑑み、政府として昨年十二月に取りまとめた新しい経済政策パッケージにおいて生産性革命集中投資期間とされた平成三十二年度までの三年間に生産性革命を実現するため、政府一丸となって計画的に取組を進める実行体制を確立するとともに、我が国産業の生産性を短期間に向上させるために必要な支援措置を、期限を限って集中的に行うべく、本法律案を提出した次第です。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。第一に、生産性革命を政府一体となつて強力に実行するための仕組みを創設します。具体的には、政府が重点的に講ずべき施策の内容等を定めた革新的事業活動実行計画を策定し、生産性向上のための施策の集約的かつ一体的な実施を図ります。

第二に、新しい技術やビジネスモデルを用いた事業活動を促進するため、規制のサンドボックス制度を創設します。参加者や期間を限定すること等により、既存の規制にとらわれることなく新しい技術等の実証を行うことができる環境を整えることで、迅速な実証を可能とするとともに、実証で得られたデータを活用できるようにして、規制改革を推進します。

第三に、事業者による革新的なデータ活用を促進するため、データの共有、連携を行う取組を認定する制度を創設し、こうした取組に用いる設備等への投資に対して減税措置等の支援を行い、

コネクテッド・インフラストラクチャを実現してまいります。また、事業者が国や独立行政法人等に対しデータ提供を要請できる手続を創設し、協調領域におけるデータの共有を支援します。

さらに、中小企業における生産性革命を実現するため、中小企業の生産性向上に資する先端的な技術を活用した設備等の導入を後押しする仕組みを導入します。市町村が、中小企業における先端設備等の導入を促進するための計画をみずから策定し、これに基づいて中小企業の先端設備等の導入計画を認定して支援措置を講ずることで、地域の自主性のもとで、生産性向上のための設備投資を加速します。

次に、産業競争力強化法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国は、アベノミクスの三本の矢を同時に実行した結果、設備投資の拡大、雇用の拡大など経済の停滞を打破することができました。しかしながら、我が国経済の成長軌道を確かなものとするためには、急激な経済社会情勢の変化に的確に対応して、引き続き、我が国産業の国際競争力を強化し、その持続的な発展を図ることが重要です。

このため、業種を超えた事業再編、情報の適切な管理及び新事業の創出によるイノベーションの促進、事業再生の円滑化、事業承継の加速化、経営基盤強化のための中小企業支援機関の支援能力確保、IT導入の加速化のための支援体制及びIT化に対応したセーフティネットの整備等のために必要な施策を講じるべく、本法案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず、産業競争力強化法の一部改正です。第一に、業種を超えた事業再編の促進を図ります。さまざまな手法による事業再編を行いやすく

するため、株式を対価とする事業再編を認定し、会社法の特例を設ける等の支援措置を講じます。

第二に、情報の適切な管理の促進のための制度を創設します。競争力の源泉となる技術等の情報の漏えい防止措置に係る認証機関の認定制度を設け、事業者における情報の適切な管理を促します。

第三に、新事業の創出によるイノベーションの促進のための施策を講じます。産業革新機構を産業革新投資機構に改め、投資機能の強化等のため、投資基準の策定や事後評価の徹底等の見直しを行います。また、国立大学法人等によるベンチャー出資の対象を拡大するとともに、市町村が行う創業に関する普及啓発の取組を支援します。

第四に、事業再生の円滑化を図ります。特定認証紛争解決手続において商取引債権を保護すべきとの確認がなされた事実について、裁判所の法的整理における判断において考慮されるよう措置します。

さらに、産業競争力の強化に継続的に取り組むため、集中実施期間を廃止し、必要な支援策について、引き続き措置してまいります。

次に、中小企業等経営強化法、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律及び中小企業倒産防止共済法の一部改正です。

第一に、事業承継の加速化のための施策を講じます。中小企業者等が合併等により他の中小企業者等の経営資源を活用して経営力の向上を図る取組について、経営力向上計画の認定の対象とし、認定を受けた者について、各種支援措置を講じます。また、親族外承継の増加に対応するため、他の中小企業者の事業を承継しようとする者に対して金融支援を講じます。

第二に、経営基盤強化のための支援能力確保のための施策を講じます。経営革新等支援機関の認定制度について、認定に有効期間を設け、期間満了時に改めて業務遂行能力を確認する更新制等を導入します。

第三に、IT導入の加速化のための支援体制整備

備のための施策を講じます。ITの活用支援を行う事業者に係る認定制度を設け、中小企業者等におけるさらなるITの活用を促します。

第四に、中小企業者のIT化に対応したセーフティネットの整備のための施策を講じます。IT活用の高まりを見据え、電子記録債権に関する中小企業者の連鎖倒産防止のため、共済貸付け対象を拡充します。

これらの法律の見直しに伴い、独立行政法人中小企業基盤整備機構法について必要な改正を行います。以上が、両法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○稲津委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

○稲津委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

両案審査のため、来る十日火曜日午前九時、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましても、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○稲津委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る六日金曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時八分散会

生産性向上特別措置法案

生産性向上特別措置法

目次

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 革新的事業活動の促進

第一節 革新的事業活動実行計画(第六条・第七条)

第二節 新技術等実証の促進(第八条―第二十条)

第三節 革新的データ産業活用の促進(第二十一条―第三十条)

第四節 革新的事業活動評価委員会(第三十一条―第三十五条)

第三章 先端設備等導入の促進(第三十六条―第四十二条)

第四章 雑則(第四十三条―第五十三条)

第五章 罰則(第五十四条―第五十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年の情報技術の分野における急速な技術革新の進展により産業構造及び国際的な競争条件が著しく変化の中で、我が国産業の生産性の向上を短期間に実現するための措置が早急にとられなければならないこと、我が国産業の国際競争力が大きく低下するおそれがあることに鑑み、新技術等実証の促進、革新的データ産業活用の促進その他の革新的事業活動による短期間での生産性の向上に関する施策を集中的かつ一体的に講ずること等により、我が国産業の国際競争力の維持及び強化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「革新的事業活動」とは、我が国において国際競争力を早急に強化すべき事業分野に属する事業活動であつて、当該事業分野において革新的な技術又は手法を用いて行うものをいう。

2 この法律において「新技術等実証」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一 新技術等(革新的事業活動において用いようとする技術又は手法であつて、当該革新的事業活動の属する事業分野において著しい新規性を有するとともに、当該革新的事業活動で用いられることにより、高い付加価値を創

出する可能性があるものをいう。以下同じ。)の実用化の可能性について行う実証であつて、その実施期間及び当該実証に参加する者(当該実証により権利利益を害されるおそれがある者があるときは、その者を含む。以下「参加者等」という。)の範囲を特定し、当該参加者等の同意を得ることその他当該実証を適切に実施するために必要となる措置を講じて行うものであること。

二 新技術等の実用化に当たつて当該新技術等に関する規制について分析する場合にあつては、当該新技術等を実用化するための規制の在り方を含めた課題についての分析及びその結果の検討を行うものであること。

3 この法律において「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての別に法律で定める法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令(以下この項において「政令等」という。)により規定された規制についての別に政令等で定める政令等の特例に関する措置であつて、第十三条第二項に規定する認定新技術等実証計画に従つて実施する新技術等実証について適用されるものをいう。

4 この法律において「革新的データ産業活用」とは、革新的事業活動のうち、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。)に記録された情報国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すこととなるおそれがあるものを除く。以下「データ」という。を、革新的な技術又は手法を用いて収集し、産業活動において活用するものをいう。

(基本理念)

第三条 革新的事業活動による生産性の向上は、近年の情報技術の分野における急速な技術革新の進展により産業構造及び国際的な競争条件が著しく変化の中で、我が国産業の生産性の向上を短期間に実現するための措置が早急にとら

れなければ、我が国産業の国際競争力が大きく低下するおそれがあることに鑑み、事業者が、経営改革を迅速かつ適切に推進しつつ、新技術等実証、革新的データ産業活用、革新的事業活動に資する研究開発及び人材の確保その他の革新的事業活動による短期間での生産性の向上のための取組を自主的かつ積極的に行うことを基本とし、国が、生産性の向上が短期間に実現するよう、事業者に対する支援措置の実施、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備を計画実行期間(第八条第一項に規定する計画実行期間をいう。次条において同じ。)内に集中的に行うことを旨として、行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、革新的事業活動による短期間での生産性の向上に関する施策を計画実行期間内に集中的かつ一体的に推進し、迅速かつ確実に実施する責務を有する。

2 国は、革新的事業活動による短期間での生産性の向上に関する施策の推進に当たっては、事業者による新技術等実証、革新的データ産業活用、革新的事業活動に資する研究開発及び人材の確保その他の革新的事業活動による短期間での生産性の向上のための取組が自主的かつ積極的に行われるよう、事業者に対する支援措置の実施、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備を計画実行期間内に集中的に行うこととする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、第三条の基本理念にのっとり、当該事業者の属する事業分野における商品若しくは役務に関する需給の動向又は事業者間の競争の状況その他の当該事業者の事業を取り巻く環境を踏まえて、経営改革を迅速かつ適切に推進しつつ、新技術等実証、革新的データ産業活用、革新的事業活動に資する研究開発及び人材の確保その他の革新的事業活動による短期間での生産性の向上のための取組を自主的かつ

積極的に行うよう努めなければならない。

第二章 革新的事業活動の促進

第一節 革新的事業活動実行計画

(革新的事業活動実行計画)

第六条 政府は、新技術等実証、革新的データ産業活用その他の革新的事業活動の促進に関する施策(次項において「革新的事業活動関連施策」という。)の集中的かつ一体的な推進及び迅速かつ確実な実施を図るため、革新的事業活動に関する実行計画(以下「革新的事業活動実行計画」という。)を作成するものとする。

2 革新的事業活動実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画実行期間
二 革新的事業活動関連施策についての基本的な方針

三 新技術等実証の促進に関する施策についての次に掲げる事項

イ 施策の目標及び内容

ロ 施策の実施期間

ハ 担当大臣

四 革新的データ産業活用の促進に関する施策についての次に掲げる事項

イ 施策の目標及び内容

ロ 施策の実施期間

ハ 担当大臣

五 前二号に規定する施策以外の革新的事業活動関連施策について重点的に講ずべき施策としての次に掲げる事項

イ 施策の目標及び内容

ロ 施策の実施期間

ハ 担当大臣

六 その他革新的事業活動関連施策の集中的かつ一体的な推進及び迅速かつ確実な実施を図るために必要な事項

3 前項第三号ハ、第四号ハ及び第五号ハの「担当大臣」とは、革新的事業活動実行計画に定められた同項第三号から第五号までに規定する施策(以下この条及び次条において「重点施策」と

総称する。)に係る事務を分担管理する内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣をいう。

4 内閣総理大臣は、革新的事業活動実行計画の案を作成し、閣議の決定を求めるものとする。

5 政府は、革新的事業活動実行計画を作成したときは、これを公表するものとする。

6 政府は、平成三十年度以降の各年度において少なくとも一回、重点施策の進捗及び実施の状況を取りまとめ、重点施策の進捗及び実施の効果に関する評価を行い、その評価の結果及び経済事情の変動を勘案し、革新的事業活動実行計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

7 第四項及び第五項の規定は、革新的事業活動実行計画の変更について準用する。

8 政府は、第六項の規定による評価を行ったときは、同項の重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果を公表するものとする。

9 政府は、第六項の重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果に関して、各年度ごとに、報告書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

(担当大臣の責務)

第七条 担当大臣(前条第三項に規定する担当大臣をいう。)は、重点施策を、その実施期間内に、実施するものとする。

第二節 新技術等実証の促進

(新技術等実証の実施に関する基本的な方針)

第八条 政府は、計画実行期間(第六条第二項第一号に掲げる計画実行期間をいう。以下同じ。)内において新技術等実証の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針(以下この条及び第十一条第四項第一号において「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 新技術等実証の意義に関する事項

二 新技術等実証の推進のために政府が実施す

べき施策に関する基本的な方針

三 第十一条第一項に規定する新技術等実証計画の認定に関する基本的な事項

四 その他新技術等実証に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるものとする。

4 政府は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 政府は、経済事情の変動その他の情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

(新技術等実証に係る新たな規制の特例措置の求め)

第九条 新たな規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施しようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、当該新たな規制の特例措置の整備を求めることができる。

2 前項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要かつ適当であると認めるときは、遅滞なく、その旨及び講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を当該求めをした者に通知するとともに、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。

3 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要でないとき、又は適当でないとき、遅滞なく、その旨及びその理由を当該求めをした者に通知するものとする。

4 主務大臣は、第一項の規定による求めに係る新技術等実証について新たな規制の特例措置を講ずるか否かを判断するに当たっては、革新的事業活動評価委員会(第三十一条に規定する革新的事業活動委員会をいう。以下この節及び次

節において同じ。の意見を聴くものとする。

(解釈及び適用の確認)

第十條 新技術等実証を実施しようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、その実施しようとする新技術等実証に係る新技術等関係規定(当該新技術等実証に係る新技術等に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令(告示を含む。以下同じ。))の規定をいう。以下同じ。の解釈及び当該新技術等実証に対する当該新技術等関係規定の適用の有無について、その確認を求めることができる。

2 前項の規定による求めを受けた主務大臣は、遅滞なく、当該求めをした者に回答するものとする。

(新技術等実証計画の認定)

第十一條 新技術等実証を実施しようとする者は、その実施しようとする新技術等実証に関する計画(以下「新技術等実証計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の者が新技術等実証を共同して実施しようとする場合にあっては、当該二以上の者は共同して新技術等実証計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 新技術等実証計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 新技術等実証の目標

二 次に掲げる新技術等実証の内容

イ 新技術等及び革新的事業活動の内容

ロ 第二条第二項第一号に規定する実証の内容及びその実施方法

ハ 第二条第二項第二号に規定する分析の内容及びその実施方法

三 新技術等実証の実施期間及び実施場所

四 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法

五 新技術等実証の実施に必要な資金の額及び

その調達方法

六 第二条第二項第二号に規定する規制に係る新技術等関係規定

七 第十五条の規定による政令又は主務省令で規定された規制の特例措置の適用を受けようとする場合にあっては、当該規制の特例措置の内容

八 その他新技術等実証の実施に関し必要な事項

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その新技術等実証計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。この場合において、主務大臣は、革新的事業活動評価委員会の意見を聴くものとする。

一 当該新技術等実証計画が革新的事業活動実行計画及び基本方針に照らし適切なものであること。

二 当該新技術等実証計画に係る新技術等実証(前項第四号に規定する同意の取得を含む。)が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該新技術等実証計画の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令並びに前項第六号に掲げる新技術等関係規定に違反するものでないこと。

5 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る新技術等実証計画の内容を公表するものとする。

6 主務大臣は、第一項の認定をしないときは、申請者に対し、速やかに、その旨及び理由を通知するものとする。

(認定証の交付等)

第十二條 主務大臣は、前条第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、速やかに、同項の認定を受けた者(以下「認定新技術等実証実施者」という。)に対し、認定証を交付

するものとする。

2 前項の認定証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 認定の年月日

二 認定新技術等実証実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 当該認定に係る新技術等実証計画の内容及び実施期間

四 当該認定に係る新技術等実証計画が前条第四項各号のいずれにも適合する旨

3 認定新技術等実証実施者は、参加者等の同意を求める場合には、第一項の認定証を提示しなければならない。

4 認定新技術等実証実施者は、前条第三項第四号に規定する同意を取得したときは、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

(新技術等実証計画の変更等)

第十三條 認定新技術等実証実施者は、当該認定に係る新技術等実証計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る認定証を提出して、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定新技術等実証実施者が当該認定に係る新技術等実証計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定新技術等実証計画」という。)に従つて新技術等実証を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定新技術等実証計画が第十一条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定新技術等実証実施者に対し、当該認定新技術等実証計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。この場合において、主務大臣は、革新的事業活動評価委員会の意見を聴くものとする。

4 主務大臣は、前二項の規定により第十一条第一項の認定を取り消したときは、その旨を、当

該認定新技術等実証実施者に通知するとともに、公表するものとする。

5 認定新技術等実証実施者は、第二項又は第三項の規定により第十一条第一項の認定を取り消されたときは、速やかに、認定証を主務大臣に返納しなければならない。

6 第十一条第四項から第六項まで及び前条の規定は、第一項の認定について準用する。

(情報の提供等)

第十四條 主務大臣は、認定新技術等実証実施者が新技術等実証を実施している間、必要に応じ、当該認定新技術等実証実施者に対し必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(政令等で規定された規制の特例措置)

第十五條 認定新技術等実証実施者が認定新技術等実証計画に従つて実施する新技術等実証については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては主務省令で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。

(中小企業信用保険法の特例)

第十六條 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。))の保険関係であつて、新技術等実証関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定新技術等実証計画に従つて実施する新技術等実証に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。))を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	生産性向上特別措置法(平成三十年法律第 号)第十六条第一項に規定する新技術等実証関連保証(以下「新技術等実証関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	新技術等実証関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項及び第三条の三第二項	当該借入金金の額のうち	新技術等実証関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金金の額のうち
	当該債務者	新技術等実証関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 普通保険の保険関係であつて、新技術等実証関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、新技術等実証関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(中小企業投資育成株式会社の特例)
 第十七条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第百一号)第五条第一項各号に掲げる事業のほか、

次に掲げる事業を行うことができる。
 一 中小企業者が認定新技術等実証実施者が認定新技術等実証計画に従つて新技術等実証を実施するために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有
 二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定新技術等実証計画に従つて新技術等実証を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く)又は新株予約権付社債等(中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この号及び次項において同じ。)の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く)又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。
 (独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う新技術等実証円滑化業務)
 第十八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構(第二十五条及び第四十九条において「中小企業基盤整備機構」という。)は、新技術等実証を円滑化するため、認定新技術等実証実施者が認定新技術等実証計画に従つて新技術等実証の実施に必要な資金を調達するために発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十五条において同じ。)及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

(規制の特例措置の見直し)
 第十九条 主務大臣(第九条第一項の規定による求めに係る新たな規制の特例措置に係る法律及び法律に基づく命令を所管する大臣に限る。)は、第五十条第一項の報告を踏まえ、当該報告に係る規制の特例措置について、必要があると認めるときは、その見直しその他必要な措置を講ずるものとする。
 (規制改革の推進)
 第二十条 主務大臣(第九条第一項の規定による求めに係る新たな規制の特例措置、第十条第一項の規定による求めに係る新技術等関係規定又は第十一条第三項第六号の新技術等関係規定に係る法律及び法律に基づく命令を所管する大臣

に限る。)は、新技術等に関する規制の在り方について、規制の特例措置の整備及び適用の状況、諸外国における規制の状況、技術の進歩の状況その他の事情を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、必要な規制の撤廃又は緩和のための法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第三節 革新的データ産業活用の促進

(革新的データ産業活用に関する指針)
 第二十一条 総務大臣及び経済産業大臣は、官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第百三三号)の趣旨を踏まえ、計画実行期間内における革新的データ産業活用に関する指針(以下この条及び次条第四項第一号において「革新的データ産業活用指針」という。)を定めるものとする。

2 革新的データ産業活用指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 一 革新的データ産業活用の方法、データの安全管理の方法その他革新的データ産業活用に関する事項
 二 第二十六条第一項に規定する特定革新的データ産業活用について重点的に実施すべき分野に関する事項

3 総務大臣及び経済産業大臣は、経済事情の変動その他の情勢の推移により必要が生じたときは、革新的データ産業活用指針を変更するものとする。
 4 総務大臣及び経済産業大臣は、革新的データ産業活用指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関。以下同じ。)に協議するものとする。

5 総務大臣及び経済産業大臣は、革新的データ産業活用指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
 (革新的データ産業活用計画の認定)
 第二十二条 革新的データ産業活用を実施しよう

とする事業者は、その実施しようとする革新的データ産業活用に関する計画(以下「革新的データ産業活用計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の事業者が革新的データ産業活用を共同して実施しようとする場合にあっては、当該二以上の事業者は共同して革新的データ産業活用計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 革新的データ産業活用計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 革新的データ産業活用の目標

二 革新的データ産業活用の内容及びその実施時期

三 革新的データ産業活用に必要な資金の額及びその調達方法

四 その他革新的データ産業活用の実施に関し必要な事項

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その革新的データ産業活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。この場合において、主務大臣は、必要があると認めるときは、革新的事業活動評価委員会の意見を聴くことができる。

一 当該革新的データ産業活用計画が革新的事業活動実行計画及び革新的データ産業活用指針に照らし適切なものであること。

二 当該革新的データ産業活用計画に係る革新的データ産業活用が円滑かつ確実に実施されるところと見込まれるものであること。

5 主務大臣は、第一項の認定に当たり必要があると認めるときは、当該申請に係る革新的データ産業活用計画が前項各号のいずれにも適合するかどうかについての書面による調査又は実地の調査を行うことができる。

6 主務大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、当該申請に係る革新的データ産業

活用計画において用いられるデータに個人情報(個人情報保護法(平成十五年法律第五十七号)第二条第一項に規定する個人情報をいう。)が含まれる場合であつて、当該データの性質、利用方法及び管理方法その他の事情を勘案して特に必要があるものとして政令で定める場合に該当すると認めるときは、当該認定に係る申請書の写しを個人情報保護委員会に送付するとともに、あらかじめ個人情報保護委員会に協議するものとする。

7 主務大臣及び個人情報保護委員会は、前項の規定による協議に当たっては、データの活用を促進することの必要性に鑑み、所要の手続の迅速かつ的確な実施を図るため、相互に密接に連絡するものとする。

8 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る革新的データ産業活用計画の概要を公表するものとする。

(革新的データ産業活用計画の変更等)

第二十三条 前条第一項の認定を受けた事業者(以下「認定革新的データ産業活用事業者」という。)は、当該認定に係る革新的データ産業活用計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定革新的データ産業活用事業者が当該認定に係る革新的データ産業活用計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定革新的データ産業活用計画」という。)に従つて革新的データ産業活用を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定革新的データ産業活用計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定革新的データ産業活用事業者に対して、当該認定革新的データ産業活用計画の変更を指示し、又はその認定を

取り消すことができる。この場合において、主務大臣は、必要があると認めるときは、革新的事業活動評価委員会の意見を聴くことができる。

4 主務大臣は、前二項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

5 前条第四項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。

(中小企業信用保険法の特例)

第二十四条 普通保険、無担保保険又は特別小口

保険の保険関係であつて、革新的データ産業活用関連保証(中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第二項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定革新的データ産業活用計画に従つて行われる革新的データ産業活用に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項		生産性向上特別措置法(平成三十年法律第 号)第二十四条第一項に規定する革新的データ産業活用関連保証(以下「革新的データ産業活用関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	革新的データ産業活用関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項及び第三条の三第二項	当該借入金金の額のうち	革新的データ産業活用関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金金の額のうち
当該債務者		革新的データ産業活用関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 普通保険の保険関係であつて、革新的データ産業活用関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、革新的データ産業活用関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険

金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(中小企業基盤整備機構の行う革新的データ産業活用円滑化業務)

第二十五条 中小企業基盤整備機構は、革新的データ産業活用を円滑化するため、認定革新的データ産業活用事業者が認定革新的データ産業活用計画に従って革新的データ産業活用の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

(国の機関等に対するデータの提供の求め)

第二十六条 認定革新的データ産業活用計画に従って実施される革新的データ産業活用のうち、データを収集及び整理をし、他の事業者に提供するもの(以下この項及び次項第一号において「特定革新的データ産業活用」という。)を行うおととする認定革新的データ産業活用事業者であつて、総務大臣及び経済産業大臣が定めるデータの安全管理に係る基準に適合することに於いて主務大臣の確認を受けた者(第二十八条第三項において「特定革新的データ産業活用事業者」という。)は、特定革新的データ産業活用を効果的かつ効率的に実施するため、国の機関又は公共機関等(独立行政法人通則法平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人その他これに準ずる者で政令で定めるものをいう。以下この条及び次条において同じ。の保有するデータを必要とするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、当該データの提供を求めることができる。

2 前項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めに係るデータを自ら保有する場合において、当該求めについて次の各号に掲げる事由のいずれにも該当すると認めるときは、遅滞なく、当該データを当該求めをした者に提供するものとする。

一 当該データの収集が、特定革新的データ産業活用の効果的かつ効率的な実施に不可欠なものであること。

ものであること。

二 当該データの提供が、他の法令に違反し、又は違反するおそれがないものであること。

三 当該データを提供することにより、公益を害し、又はその所掌事務若しくは事業の遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

3 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、前項に規定する場合において、当該求めについて同項各号に掲げる事由のいずれかに該当しないと認めるときは、遅滞なく、当該求めに応じた提供を行わない旨及びその理由を当該求めをした者に通知するものとする。

4 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めに係るデータをその所管する公共機関等、他の関係行政機関の長又は他の関係行政機関の長の所管する公共機関等が保有する場合において、当該求めについて第二項第一号に掲げる事由に該当すると認めるときは、遅滞なく、当該データを保有するその所管の公共機関等又は他の関係行政機関の長(その所管する公共機関等が当該データを保有する場合の当該他の関係行政機関の長を含む。次項、第八項及び第九項において同じ。)に対し、当該データの提供を要請するとともに、その旨を当該求めをした者に通知するものとする。

5 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、前項に規定する場合において、当該求めが第二項第一号に掲げる事由に該当しないと認めるときは、遅滞なく、当該求めに係るデータを保有するその所管の公共機関等又は他の関係行政機関の長に対して当該データの提供を要請しない旨及びその理由を当該求めをした者に通知するものとする。

6 第四項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、当該要請に係る求めに係るデータを自ら保有する場合において、当該求めについて第二項各号に掲げる事由のいずれにも該当すると認めるときは、遅滞なく、当該求めに係るデータを当該求めをした者に提供するとともに、主務大臣にその旨を通知するものとする。

データを当該求めをした者に提供するとともに、主務大臣にその旨を通知するものとする。

7 第四項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、前項に規定する場合において、当該要請に係る求めについて第二項各号に掲げる事由のいずれかに該当しないと認めるときは、遅滞なく、当該求めに応じた提供を行わない旨及びその理由を主務大臣に通知するものとする。

8 第四項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、当該要請に係る求めに係るデータをその所管する公共機関等が保有する場合において、当該求めについて第二項第一号に掲げる事由に該当すると認めるときは、遅滞なく、当該データを保有するその所管の公共機関等に対し、当該データの提供を要請するとともに、その旨を主務大臣に通知するものとする。

9 第四項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、前項に規定する場合において、当該要請に係る求めについて第二項第一号に掲げる事由に該当しないと認めるときは、遅滞なく、当該要請に応じた前項の公共機関等に要請を行わない旨及びその理由を主務大臣に通知するものとする。

10 第四項又は第八項の規定による要請を受けた公共機関等は、当該要請に係る求めについて第二項各号に掲げる事由のいずれにも該当すると認めるときは、遅滞なく、当該求めに係るデータを当該求めをした者に提供するとともに、当該公共機関等を所管する主務大臣又は関係行政機関の長にその旨を通知するものとする。

11 前項の規定による通知を受けた関係行政機関の長は、その旨を主務大臣に通知するものとする。

12 第四項又は第八項の規定による要請を受けた公共機関等は、当該要請に係る求めについて第二項各号に掲げる事由のいずれかに該当しないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該公共機関等を所管する主務大臣又は関係行政機関の長に通知するものとする。

13 前項の規定による通知を受けた関係行政機関の長は、その旨を主務大臣に通知するものとする。

14 第七項から第九項まで、第十二項及び前項の規定による通知を受けた主務大臣は、遅滞なく、その通知の内容を当該通知に係る第一項の規定による求めをした者に通知するものとする。

15 国の機関及び公共機関等は、第一項の規定による求めがあつたときは、官民データ活用推進基本法の趣旨にのっとり、積極的なデータの提供に努めるものとする。

(手数料)

第二十七条 前条第二項又は第六項の規定によりデータの提供を受ける者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前条第二項の規定によりデータの提供を行う主務大臣又は同条第六項の規定によりデータの提供を行う関係行政機関の長は、当該データを一定の開示の実施の方法により一般の利用に供することが適当であると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

3 前条第十項の規定によるデータの提供を受ける者は、当該公共機関等の定めるところにより、当該提供に係る手数料を納めなければならない。

4 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、第一項の手数料の額を参酌して、公共機関等が定める。

5 前条第十項の規定によりデータの提供を行う公共機関等は、当該データを一定の開示の実施の方法により一般の利用に供することが適当であると認めるときは、公共機関等が定めるところにより、第三項の手数料を減額し、又は免除することができる。

(独立行政法人情報処理推進機構等の行う業務等)

第二十八条 独立行政法人情報処理推進機構次項において「情報処理推進機構」という。は、認定革新的データ産業活用事業者の依頼にに応じて、その革新的データ産業活用の実施に当たつてのデータの安全管理に関する情報の提供その他の必要な協力の業務を行う。

2 主務大臣は、第二十二条第五項(第二十三条第五項において準用する場合を含む。)の調査及び第二十六条第一項の確認をするために必要な調査を、情報処理推進機構その他データの安全管理に関する対策について十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有するとともに、当該調査を確実に実施することができるものとして政令で定める法人(次項及び第四項並びに第三十条第一項において「情報処理推進機構等」という。)に行わせることができる。

3 主務大臣は、特定革新的データ産業活用事業者においてデータの安全の確保に係る重大な事態が生じた場合において、必要があると認めるときは、情報処理推進機構等に、その原因究明のための調査を行わせることができる。

4 情報処理推進機構等は、前二項の調査を行ったときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、当該調査の結果を主務大臣に通知しなければならない。

5 第二項又は第三項の規定により調査の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由がなく、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

6 第二項又は第三項の規定により調査の委託を受けた法人の役員又は職員であつて当該委託に係る調査に従事するものは、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。(課税の特例)

第二十九条 認定革新的データ産業活用計画に従つて実施される革新的データ産業活用(生産性の向上に特に資するものとして主務大臣が定

める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。)を行う認定革新的データ産業活用事業者が、当該革新的データ産業活用の用に供するために取得し、又は製作した機械及び装置、器具及び備品並びにソフトウェアについては、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(報告及び検査)

第三十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、情報処理推進機構等に対し、第二十八条第二項及び第三項に規定する業務に関し報告を求め、又はその職員に、情報処理推進機構等の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四節 革新的事業活動評価委員会

第三十一条 次に掲げるものを行うため、内閣府に、革新的事業活動評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

一 新技術等実証に係る新たな規制の特例措置が及ぼす経済全般への効果に関する評価

二 新技術等実証計画が及ぼす経済全般への効果に関する評価

三 革新的データ産業活用計画が及ぼす経済全般への効果に関する評価

四 前三号に掲げる評価を行うために必要な調査その他の政令で定める事項

(所掌事務)

第三十二条 委員会は、この法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理する。

2 委員会は、前項の規定によりその権限に属さ

せられた事項に関し、内閣総理大臣を通じて主務大臣に対し、必要な勧告をすることができ

る。

3 委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その勧告の内容を公表しなければならない。

4 主務大臣は、第二項の規定による勧告に基づき講じた措置について委員会に通知しなければならない。

(委員)

第三十三条 委員会の委員は、内外の社会経済情勢及び革新的事業活動の動向に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(報告の徴収等)

第三十四条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要な限度において、主務大臣又は新技術等実証計画若しくは革新的データ産業活用計画を提出した者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

(政令への委任)

第三十五条 この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 先端設備等導入の促進

(導入促進指針)

第三十六条 経済産業大臣は、中小企業者(中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)の先端設備等(従来の処理量に比して大量の情報処理を可能とする技術その他の先端的な技術を活用した施設、設備、機器、装置又はプログラム(情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二条第二項に規定するプログラムをいう。)であつて、それを早急に導入することが中小企業者の生産性の向上に不可欠なものとして経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。)の導入の促進に関する指針(以下「導入促進指針」という。)を定めるものとする。

2 導入促進指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 先端設備等の導入の促進の目標の設定に関する事項

二 先端設備等の導入の促進に関する基本的な事項

三 その他先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

3 経済産業大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、導入促進指針を変更するものとする。

4 経済産業大臣は、導入促進指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

5 経済産業大臣は、導入促進指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(導入促進基本計画)

第三十七条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、導入促進指針に基づき、先端設備等の導入の促進に関する基本的な計画(以下「導入促進基本計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2 導入促進基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 先端設備等の導入の促進の目標

二 先端設備等の種類

三 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

四 計画期間

五 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

3 経済産業大臣は、導入促進基本計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

一 当該導入促進基本計画が導入促進指針に適合するものであること。

二 当該導入促進基本計画に係る先端設備等の

導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該導入促進基本計画の実施が当該市町村に所在する企業の生産性の向上に資するものであること。

4 市町村は、導入促進基本計画が前項の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(導入促進基本計画の変更等)

第三十八条 市町村は、前条第三項の同意を得た導入促進基本計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に協議し、その同意を得なければならない。

2 経済産業大臣は、市町村が前条第三項の同意を得た導入促進基本計画(前項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下「同意導入促進基本計画」という。)に従つて先端設備等の導入の促進を実施していないと認めるときは、その同意を取り消すことができる。

3 経済産業大臣は、同意導入促進基本計画が前条第三項各号のいずれかに該当しないものとなつたと認めるときは、同意導入促進基本計画を作成した市町村に対し、当該同意導入促進基本計画の変更を指示し、又はその同意を取り消すことができる。

4 経済産業大臣は、前二項の規定により前条第三項の同意を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

5 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の導入促進基本計画の変更について準用する。

(市町村に対する情報の提供等)

第三十九条 国は、市町村による導入促進基本計画の作成及び同意導入促進基本計画の達成に資するため、地域の経済動向に関する情報並びに当該市町村による先端設備等の導入の促進を図るために必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びにこれらの情報の収集、整理及び分析を可能とする手段の提供を行うよう努めるものと

する。

2 国は、同意導入促進基本計画に係る市町村に対し、当該同意導入促進基本計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言を行うものとする。

(先端設備等導入計画の認定)

第四十条 同意導入促進基本計画に基づく先端設備等の導入(以下「先端設備等導入」という。)をしようとする中小企業者は、その実施しようとする先端設備等導入に関する計画(以下この条及び次条において「先端設備等導入計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、その導入する先端設備等の所在地を管轄する特定市町村(同意導入促進基本計画を作成した市町村をいう。以下同じ。)に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の中小企業者が先端設備等導入を共同で行おうとする場合にあつては、当該二以上の中小企業者は共同して先端設備等導入計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 先端設備等導入計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 先端設備等の種類及び導入時期

二 先端設備等導入の内容

三 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

4 特定市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その先端設備等導入計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該先端設備等導入計画が導入促進指針及び当該特定市町村の同意導入促進基本計画に適合するものであること。

二 当該先端設備等導入計画に係る先端設備等導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 特定市町村は、第一項の認定をしたときは、経済産業大臣に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(先端設備等導入計画の変更等)

第四十一条 前条第一項の認定を受けた中小企業者(以下「認定先端設備等導入事業者」という。)

は、当該認定に係る先端設備等導入計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定をした特定市町村の認定を受けなければならない。

2 特定市町村は、認定先端設備等導入事業者が当該認定に係る先端設備等導入計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定先端設備等導入計画」という。)に従つて先端設備等導入を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 特定市町村は、認定先端設備等導入計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 特定市町村は、前二項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を経済産業大臣に通知するものとする。

5 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

(中小企業信用保険法の特例)

第四十二条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、先端設備等導入関連保証(中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定先端設備等導入計画に従つて行われる先端設備等導入に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項		生産性向上特別措置法(平成三十年法律第 号)第四十二条第一項に規定する先端設備等導入関連保証(以下「先端設備等導入関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第二項及び第三条の三第二項	保険価額の合計額が	先端設備等導入関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項及び第三条の三第二項	当該借入金額のうちの	先端設備等導入関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金額のうちの
当該債務者		先端設備等導入関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 普通保険の保険関係であつて、先端設備等導入関連保証に係るものについての中小企業信用

保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」と

あり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、先端設備等導入関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

第四章 雑則

（資金の確保）

第四十三条 国は、認定新技術等実証実施者、認定革新的データ産業活用事業者又は認定先端設備等導入事業者が認定新技術等実証計画、認定革新的データ産業活用計画又は認定先端設備等導入計画を短期間に円滑に実施するために必要な資金の確保に努めるものとする。

（経営改革の促進のための措置）

第四十四条 国は、事業者において、革新的事業活動による短期間での生産性の向上のための取組の積極的な実施に向けた機動的かつ的確な経営判断が行われるよう、事業者における意思決定の過程の透明性及び客観性を実効的に確保するための体制の構築その他の経営改革を促進するために必要な措置を計画実行期間内に集中的に講ずるよう努めるものとする。

（研究開発の推進等に係る事業環境の整備）

第四十五条 国は、革新的事業活動を促進するため、研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化に必要な事業環境の整備を計画実行期間内に集中的に行うよう努めるものとする。

（人材の確保の円滑化のための施策）

第四十六条 国は、多様かつ高度な能力及び経験を有する人材が我が国産業における革新的事業活動の重要な担い手であることに鑑み、大学、高等専門学校、大学共同利用機関及び事業者と

緊密な連携協力を図り、事業者におけるその人材の確保の円滑化のために必要な施策を計画実行期間内に集中的に講ずるよう努めるものとする。

（革新的事業活動の促進に資する社会資本の整備）

第四十七条 国は、革新的データ産業活用その他の革新的事業活動の促進に資する電気通信システムその他の社会資本が計画実行期間内に集中的に整備されるよう努めるものとする。

（経済社会の持続的な発展に向けた取組への投資についての配慮）

第四十八条 国は、革新的事業活動の促進に資する環境の保全、エネルギーの使用の合理化その他の経済社会の持続的な発展に向けた取組への投資が計画実行期間内に促されるよう配慮するものとする。

（中小企業者に対する施策の総合的推進）

第四十九条 国、地方公共団体及び中小企業基盤整備機構は、我が国産業の生産性の向上に当たつて中小企業者の生産性の向上が不可欠であることから、新技術等実証、革新的データ産業活用その他の革新的事業活動又は先端設備等導入を実施しようとする中小企業者に対し、必要な経営方法又は技術に関する助言、研修又は情報提供その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

（報告の徴収）

第五十条 主務大臣は、認定新技術等実証実施者又は認定革新的データ産業活用事業者に対し、認定新技術等実証計画又は認定革新的データ産業活用計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 経済産業大臣は、特定市町村に対し、同意導入促進基本計画の実施状況について報告を求めることができる。

3 特定市町村の長は、認定先端設備等導入事業者に対し、認定先端設備等導入計画の実施状況について報告を求めることができる。

（関係行政機関の協力体制の整備等）

第五十一条 国の関係行政機関は、革新的事業活動の促進に関する施策の推進に当たつては、我が国産業の競争力の強化に関する施策、規制の見直しに関する施策、情報の円滑な流通の促進に関する施策、地域再生の総合的かつ効果的な推進に関する施策その他の関連する施策との連携を図るため、必要な協力を行うものとする。

（主務大臣等）

第五十二条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関。以下この項において同じ。）とする。

一 第九条第一項の規定による求めに関する事項 当該求めに係る新技術等が用いられる革新的事業活動に係る事業を所管する行政機関の長並びに当該求めに係る新たな規制の特例措置に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長

二 第十条第一項の規定による求めに関する事項 当該求めに係る新技術等関係規定に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長

三 新技術等実証計画に関する事項 新技術等実証計画に記載された革新的事業活動に係る事業を所管する行政機関の長並びに新技術等実証計画に記載された新技術等関係規定に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長

四 革新的データ産業活用計画に関する事項 総務大臣、経済産業大臣及び革新的データ産業活用計画に係る事業を所管する行政機関の長

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

3 前項の規定にかかわらず、第二条第三項、第十一条第三項第七号及び第十五条における主務省令は、規制について規定する法律及び法律に

基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

（権限の委任）

第五十三条 この法律による経済産業大臣及び主務大臣の権限は、経済産業大臣の権限にあつては経済産業省令に定めるところにより、主務大臣の権限にあつては主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長にそれぞれ委任することができる。

第五章 罰則

第五十四条 第二十八条第五項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第五十条第一項又は第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又

は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(この法律の廃止)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に廃止するものとする。

(施行前の準備)

第三条 第三十三条の規定による委員会の委員の任命に関し必要な行為は、この法律の施行の日前においても、同条の規定の例によりすることができる。

(情報処理の促進に関する法律の一部改正)

第四条 情報処理の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 生産性向上特別措置法(平成三十年法律

第三十八号)第一項から第四項まで

(内閣府設置法の一部改正)

第五条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二第三項中「次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる」を「生産性向上特別措置法(平成三十年法律第 号)がその効力を有する間、同法第三十二條第一項に規定する」に改め、同項の表を削る。

附則第四條第二項中「地方分権改革推進法」を「生産性向上特別措置法」に、「地方分権改革推進委員会」を「革新的事業活動評価委員会」に改める。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部

改正

第六條 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中第二十四号を第二十五号とし、第十七号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 生産性向上特別措置法(平成三十年法

律第 号)第十八条及び第二十五条の

規定による債務の保証を行うこと。

第十七條第一項第三号中「第十五号及び第十六号」を「及び第十五号から第十七号まで」に改め、同条第二項中「第十五條第一項第十七号及び第十八号」を「第十五條第一項第十八号及び第十九号」に、「同条第一項第二十三号」を「同条第一項第二十四号」に改める。

第十八條第一項第一号中「第十五條第一項第十九号から第二十二号まで」を「第十五條第一項第二十号から第二十三号まで」に、「同項第二十三号」を「同項第二十四号」に改め、同項第二号中「除く。及び」を「除く。」に改め、「同項第十六号に掲げる業務」の下に「及び同項第十七号に掲げる業務」を加え、「同項第二十三号」を「同項第二十四号」に改め、同項第三号中「第十五條第一項第二十四号」を「第十五條第一項第二十三号」に改め、同項第四号中「第十五條第一項第二十四号」を「第十五條第一項第二十三号」に改め、同項第五号中「第十五條第一項第二十八号」を「第十五條第一項第十九号」に、「同項第二十三号」を「同項第二十四号」に改める。

第二十一條第一項中「第十五号及び第十六号」を「及び第十五号から第十七号まで」に改める。

第二十二條第一項中「第十五條第一項第十八号」を「第十五條第一項第十九号」に改める。

附則第十四條の表第十八條第一項第一号の項中「第十五條第一項第十九号から第二十二号まで」を「第十五條第一項第二十号から第二十三号

まで」に改め、同表第二十二條第一項の項中「第十八号」を「第十九号」に改める。

(復興庁設置法の一部改正)

第七條 復興庁設置法(平成二十三年法律第二百一十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第一項の表に次のように加える。

生産性向上特別措置法 (平成三十年法律第 号)	第五十二條第三 項	内閣府又は 又は省令	内閣府、復興庁又は 、復興庁令(告示を含む)。又 は省令
-------------------------------	--------------	---------------	------------------------------------

(罰則の適用に関する経過措置)

第八條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

近年の情報技術分野における急速な技術革新の進展による産業構造及び国際的な競争条件の変化等に対応し、我が国産業の生産性の向上を短期間に実現するため、計画で定める期間内において、新技術等の実証の促進等の革新的事業活動による

産業競争力強化法等の一部を改正する法律案
産業競争力強化法等の一部を改正する法律
(産業競争力強化法の一部改正)
第一条 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 産業競争力の強化に関する実行計画(第六條・第七條)」

第三章 新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進(第八條・第十

五條)を「第二章 新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進(第六條・第十

四條)に、「第四章」を「第三章」に、「第十六條・第二十二條」を「第十五條・第二十一條」に、「第二

十三條・第五十條」を「第二十二條・第四十八條」に、「第五十一條・第六十條」を「第四十九條・第六

十五條」に、「第四節 設備導入促進法人(第六十一條・第七十四條)」を「第四節 事業活動にお

ける知的財産権の活用(第六十六條・第七十五條)に、「第五章」を「第四章」に、「第六章」を「第五

章」に、「第百十九條」を「第百二十五條」に、「第二節 中小企業承継事業再生の円滑化(第百二十

六條・第百二十五條)」を「第二節 中小企業再生支援体制の整備(第百二十六條・第百三十三條)」に、

「第七章」を「第六章」に、「第八章」を「第七章」に改める。

第一条中「並びに産業競争力の強化に関する実行計画について定めることにより、産業競争力の強化に関する施策を総合的かつ一体的に推

進するための態勢を整備する」を「を定める」に改める。

第二条第二項中「第十一條第二項」を「第十條第二項」に改め、同条第七項中「第二十二條」を「第二十一條」に改め、「当該国立大学法人等

と連携しつつを削り、同条第十項中「設備の下に」情報システムを加え、同条第十一項第一号ト中「取得」の下に「当該他の会社が関係事業者である場合又は」を加え、同号チ中「譲渡」の下に「当該株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当を含む」を加え、同号リ中「取得」の下に「当該外国法人が外国関係法人である場合又は」を加え、同号ヌ中「譲渡」の下に「当該株式又は持分又はこれらに類似するものを配当財産とする剰余金の配当を含む」とを含み、同項第二号イ中「次項第二号において新商品の開発等」というを削り、同条第十二項中「特定事業再編」を「特別事業再編」に、「二以上の事業者が、それぞれを「事業者が、当該事業者と他の会社又は外国法人」に、「当該二以上の事業者のそれぞれの」を、「その」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げる措置のいずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更を行うもの（当該事業者株式会社に限る。）がその株式のみを対価として他の会社又は外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものを取得する場合であつて、当該対価の額が当該事業者の有する現金及び預金の額からその事業の継続のために当面必要な運転資金の額を控除した額を基礎として経済産業省令で定めるところにより算出される額を上回るときに限る。）であること。

イ 他の会社の株式又は持分の取得（当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）

ロ 外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得（当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）

二 新事業活動であつて、次に掲げる事業活動のいずれかを行うことにより、当該事業活動に係る商品又は役務の新たな需要を相

当程度開拓するものであること。

イ 前号イ又はロに掲げる措置により関係事業者となる他の会社又は外国関係法人となる外国法人（ロ及びハにおいて関係事業者等という。）の革新的な技術又は事業の実施の方式（商品の生産若しくは販売の方式又は役務の提供の方式をいう。）を活用して行う事業活動であつて、第二十二条第二項第五号に規定する事業分野におけるもの

ロ 関係事業者等の経営資源を活用して行う事業活動であつて、第二十二条第二項第六号に規定する商品又は役務に係るもの

ハ 関係事業者等の経営資源を活用して行う事業活動であつて、前号イ又はロに掲げる措置により中核的事业（当該事業者が行う他の事業に比して現に生産性が高い事業又は将来において高い生産性が見込まれる事業をいう。）の売上高その他の経済産業省令で定める指標（以下このハにおいて「売上高等」という。）の当該事業者が行う全ての事業の売上高等の総額に對する割合が相当程度増加すると見込まれる場合における当該中核的事业に係るもの

第二十五条第十五項中「第五十一条を」第四十九条に改め、同条第十六項中「第五十一条第一項第二号」を「第四十九条第一項第二号」に改め、同条第十八項から第二十項までを削り、同条第二十一項を同条第十八項とし、同条第二十二項を同条第十九項とし、同条第二十三項第一号中「認定創業支援事業計画」を「認定創業支援等事業計画」に、「特定創業支援事業」を「特定創業支援等事業」に、「認定特定創業支援事業」を「認定特定創業支援等事業」に改め、同条第三号中「認定特定創業支援事業」を「認定特定創業支援等事業」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十四項中「創業支援事業」とは、創業を

行おうとする者に対する創業に必要な情報の提供、研修又は創業についての指導若しくは助言、創業者の新たに開始する事業の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設の整備並びにこれらの賃貸及び管理その他の取組により、創業を支援する」を「創業支援等事業」とは、次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 創業を行おうとする者に対する創業に必要な情報の提供、研修又は創業についての指導若しくは助言、創業者の新たに開始する事業の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設の整備並びにこれらの賃貸及び管理その他の取組により創業を支援する事業

二 事業を営んでいない個人に対する創業の意義に関する学習の機会を提供するための講座の開設、創業者（前項第二号及び第四号に掲げるものに限る。）の事業の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設において職業を体験する機会の提供その他の創業に関する普及啓発を行う事業

第二十五条第二十四項を同条第二十一項とし、同条第二十五項中「特定創業支援事業」を「特定創業支援等事業」に、「創業支援事業」を「創業支援等事業（前項第一号に係るものに限る。）」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十六項を同条第二十三項とし、同条第二十七項から第二十九項までを三項ずつ繰り上げ、同条第三十項を削る。

第三十項中「行わなければならない」を「行われなければならない」に改める。

第四十条を次のように改める。

（国の責務）

第四十条 国は、前条に定める基本理念のつとめ、事業者による新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動が積極的に行われるよう、規制の

見直しその他の必要な事業環境の整備及び事業者に対する支援措置を行う責務を有する。

第五十条中「集中実施期間において」を削る。

第二章を削る。

第三章中第八条を第六条とする。

第九条第一項中「第十五条」を「第十四条」に改め、同条第二項及び第三項中「回答する」を「理由を付して回答するとともに、その回答の内容を公表する」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（情報の提供等）

第八条 主務大臣は、第六条第一項又は前条第一項の規定による求めをしようとする者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

第十条第一項中「集中実施期間中に」を削り、同条第三項第四号及び第五項中「第十二条」を「第十一条」に改め、同条を第九条とし、第十一条を第十条とし、第十二条を第十一条とする。

第十三条中「第三十八条」を「第三十六条」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条中「第八条第二項」を「第六条第二項」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条第一項中「第八条第二項」を「第六条第二項」に改め、同条を第十四条とする。

第三章を第二章とする。

第十六条第一項中「第二十条第三項第一号」を「第十九条第三項第一号」に改め、第四章第一節中同条を第十五条とする。

第十七条第一項中「集中実施期間中に」を削り、同条を第十六条とし、第十八条を第十七条とし、第十九条を第十八条とする。

第二十条第一項中「集中実施期間中に」を削り、同条を第十九条とし、第二十一条を第二十条とし、第二十二条を第二十一条とする。

第二十三条第一項中「次項第五号」を「次項第七号」に改め、同条第二項第三号及び第四号中「特定事業再編」を「特別事業再編」に改め、同条第六号を同項第八号とし、同項第五号中「特定

事業再編を「特別事業再編」に、「第四十一条第一項」を「第三十九条第一項」に、「第三十九条第一項第一号」を「第三十七条第一項第一号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の次の二号を加える。

五 国内外の市場において著しい成長発展が見込まれる事業分野及び当該事業分野に係る特別事業再編に留意すべき事項

六 相当数の事業者の事業活動に広く用いられる商品又は役務及び当該商品又は役務に係る特別事業再編に留意すべき事項

第四十条第二節中第二十三条を第二十二条とする。

第二十四条第一項中「集中実施期間中に」を削り、同条第五項第四号中「第二十六条第四項第四号及び第五十条」を「第二十五条第五項第四号及び第四十八条第一号」に改め、同項第六号中「二以上の事業者の申請に係る事業再編計画又は他の事業者から事業を譲り受ける事業者の申請に係る事業再編計画にあつては、」を削り、「適合する」の下に「ものである」を加え、同条を第二十三条とし、第二十五条を第二十四条とする。

第二十六条の見出しを「特別事業再編計画の認定」に改め、同条第一項中「二以上の」を削り、「特定事業再編」を「特別事業再編」に改め、「特定事業再編計画」を「特別事業再編計画」に改め、「集中実施期間中に」を削り、同条第五項中「特定事業再編計画」を「特別事業再編計画」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「その特定事業再編計画」を「その特別事業再編計画」に改め、同項第一号中「特定事業再編計画」を「特別事業再編計画」に改め、同項第二号及び第三号中「特定事業再編計画に係る特定事業再編」を「特別事業再編計画に係る特別事業再編」に改め、同項第四号中「特定事業再編計画」を「特別事業再編計画」に改め、同項第五号中「特定事業再編計画」を「特別事業再編計画」に改め、

同項第六号中「適合する」の下に「ものである」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「特定事業再編計画」を「特別事業再編計画」に改め、「特定会社」を「関係事業者及び外国関係法人」に、「特定事業再編」を「特別事業再編」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「特定事業再編計画」を「特別事業再編計画」に改め、同項各号中「特定事業再編」を「特別事業再編」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 二以上の事業者がその特別事業再編のための措置を共同して行おうとする場合にあつては、当該二以上の事業者は共同して特別事業再編計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

第二十六条を第二十五条とする。

第二十七条の見出しを「特別事業再編計画の変更等」に改め、同条第一項中「認定特定事業再編事業者」を「認定特別事業再編事業者」に改め、「特定事業再編計画」を「特別事業再編計画」に改め、同条第二項中「認定特定事業再編事業者又は特定会社」を「認定特別事業再編事業者又はその関係事業者若しくは外国関係法人」に、「特定事業再編計画」を「特別事業再編計画」に改め、同条第三項中「認定特定事業再編計画」を「認定特別事業再編計画」に改め、同条第四項各号を「前条第五項各号」に、「認定特定事業再編事業者」を「認定特別事業再編事業者」に改め、同条第五項中「前条第四項及び第五項」を「前条第五項及び第六項」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十八条第一項中「二以上の事業者の申請に係る事業再編計画若しくは他の事業者から事業を譲り受ける事業者の申請に係る」を削り、「第二十四条第一項」を「第二十三条第一項」に、「第二十五条第一項」を「第二十四条第一項」に、「特定事業再編計画」を「特別事業再編計画」に改め、

「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項」に、「特定事業再編」を「特別事業再編」に改め、同条第三項中「特定事業再編計画」を「特別事業再編計画」に、「第二十四条第一項」を「第二十三条第一項」に、「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十九条第一項中「認定特定事業再編計画」を「認定特別事業再編計画」に、「第二十九条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条第二項中「第二十九条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条を第二十八条とする。

第三十条の前の見出しを削り、同条第二項中「第二十九条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条を見出しとして「株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例」を付する。

第三十一条を削る。

第三十二条第一項中「の特定関係事業者」を「又は認定特別事業再編事業者（以下この節において「認定事業者」という。）の特定関係事業者」に、「認定事業再編事業者及び当該認定事業者再編事業者」を「認定事業者及び当該認定事業者」に、「有する株式会社が」を「有する株式会社並びに認定計画に係る他の認定事業者及び当該他の認定事業者が発行済株式の全部を有する株式会社」に、「第三号から第六号まで」を「第四号から第七号まで」に改め、「会社法第四百六十八条第一項」の下に、「第四百六十九条第二項第二号及び第三項」を加え、「及び第七百九十六条第一項」を、「第七百八十五条第二項第二号及び第三

項、第七百九十六条第一項並びに第七百九十七条第二項第二号及び第三項」に、「第二十五条第二項」を「第二十八条第一項」に、「第三十二条第一項」を「第三十条第一項」に、「第二十五条第一項に規定する認定事業再編事業者若しくは当該認定事業再編事業者」を「第三十条第一項に規定する認定事業者若しくは当該認定事業者」に、「他の認定事業再編事業者」を「他の認定事業者」に改め、「と、同法」の下に「第四百六十九条第二項第二号及び第三項」を加え、同項中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 その子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。）の株式又は持分の譲渡

第三十二条第二項中「認定事業再編事業者の特定関係事業者であつて」を「認定事業者の特定関係事業者であつて」に、「認定事業再編計画に従つて」を「認定計画に従つて」に改め、同項第一号中「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に、「認定事業再編計画」を「認定計画」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に、「第三十二条第二項」を「第三十条第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第一項及び第二項の場合における商業登記法第八十条、第八十一条、第八十五条、第八十六条及び第八十九条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

次（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項又は第二十五条第一項の認定（同法第二十四条第一項又は第二十六条第一項の変更の認定を含む。以下単に「認定」という。）を受けたことを証する書面及

第八十条

次の書面

次（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項又は第二十五条第一項の認定（同法第二十四条第一項又は第二十六条第一項の変更の認定を含む。以下単に「認定」という。）を受けたことを証する書面及

第八十一条	次の書面	合併を受けた計画に従った吸収合併であることを証する書面
第八十一条第六号	書面	次(の)書面並びに認定を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従った新設合併であることを証する書面
第八十五条	次の書面	書面(産業競争力強化法第三十条第二項に規定する場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面及び取締役の過半数の一致があつたことを証する書面又は取締役会の議事録)
第八十六条	次の書面	次の書面並びに認定を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従った吸収分割又は吸収分割による他の会社がその事業に関し一部(の)の承継であることを証する書面
第八十六条第六号	、当該場合 議事録	次の書面並びに認定を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従った新設分割であることを証する書面
第八十九条	次の書面	当該場合 議事録、産業競争力強化法第三十条第二項に規定する場合にあつては当該場合に該当することを証する書面及び取締役の過半数の一致があつたことを証する書面又は取締役会の議事録

第五十一條第二項	特別支配株主(第七十九條第一項に規定する特別支配株主をいう。第七十九條第三項において同じ。)	特定特別支配株主(産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十八條第一項に規定する認定計画においてある株式会社が特定関係事業者(同法第三十条第一項に規定する特定関係事業者をいう。以下この条において同じ。)
第五十四條第三項	特別支配株主	特定特別支配株主
第七十九條第一項	特別支配株主(株式会社の総株主の議決権の十分の九(これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合)以上を当該株式会社が以外の者及び当該者が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとし	特定特別支配株主

第三十二條第五項を次のように改める。
5 認定事業者が認定計画に従つてその特定関係事業者であつて株式会社であるものの株主(当該特定関係事業者及び当該認定事業者(この項の規定により読み替へて適用する会社法第七十九條第一項ただし書の規定により当該認定事業者が発行済株式の全部を有する株式会社又は当該認定計画に係る他の認定事業者若しくは当該他の認定事業者が発行済株式の全部を有する株式会社に対してこの項の規定による請求をしないこととする場合にあっては、当該者を含む。)を除く。)の全員に對しその有する当該特定関係事業者の株式の全部を当該認定事業者に売り渡すことを請求する場合における同法第七十九條第二項、第七十九條第三項、第七十九條、第七十九條

条の二第二項第一号、第四号イ及び第五号並びに第二項、第七十九條の三第一項、第二項及び第四項、第七十九條の四第一項各号、第三項及び第四項、第七十九條の五第一項第一号、第七十九條の六第一項、第三項及び第七項、第七十九條の七、第七十九條の八第二項及び第三項、第七十九條の九、第七十九條の十第一項、第二百十九條第二項第二号及び第四項、第二百二十二條第四項、第二百三十三條第二項第一号及び第四項、第八百四十六條の三並びに第八百七十七條第二項第五号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十三条第二項第一号及び第四項、第八百四十六条の三並びに第八百七十条第二項第五号		第三十二条を第三十条とする。 第三十三条第一項中「認定事業再編事業者若しくはその関係事業者(以下「認定事業再編事業者等」という。)又は認定特定事業再編事業者若しくは当該認定に係る特定会社(以下「認定特定事業再編事業者等」という。)」を「認定事業者又はその関係事業者」に、「ものに係る」を場合における「に改め、同条第二項中「第二十九条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条を第三十一条とする。 第三十四条の見出し中「公開買付け」を「他の株式会社株式等の取得」に改め、同条第一項の表以外の部分中「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に、「認定事業再編計画」を「認定計画」に、「公開買付け(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいう。以下この項及び次条第一項において同じ。)」の方法による他の株式会社の株式の取得により当該他の株式会社における関係事業者として当該他の株式会社における公開買付けの方法に相当するものによる外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得により当該外国法人をその外国関係法人として扱う場合を含む」を「譲渡により他の株式会社の株式(外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものを含む。以下この項において同じ。)」を取得する場合(当該他の株式会社又は当該外国法人がその関係事業者又は外国関係法人でない場合にあつては、当該取得により当該他の株式会社又は当該外国法人をその関係事業者又は外国関係法人として扱う場合に限る)に、「とき」を「とき、」に、「当該株式を対価とする公開買付けの方法による他の	
九十三条第二項第一号及び第四項、第八百四十六条の三並びに第八百七十条第二項第五号		株式会社株式等の取得により当該他の株式会社をその関係事業者として扱う場合を「譲渡により他の株式会社の株式を取得する場合であつて当該取得の対価として当該認定事業者である株式会社の株式(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十一条第二十号に掲げる有価証券で当該株式に係る権利を表示するもの及び当該有価証券に表示されるべき権利を含む)を交付するときに、「係る同法」に係る会社法に改め、同項の表第九十九条第一項各号列記以外の部分の項中「第二十五条第一項」を「第三十条第一項」に、「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に、「同条第二項」を「同法第二十八条第一項」に、「認定事業再編計画」を「認定計画」に、「公開買付け(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいう。以下同じ。)」の方法を「譲渡」に改め、「株式会社の株式の下に(外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものを含む。以下この項において同じ。)」を加え、同表第九十九条第一項第二号の項中「当該外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものを含む」並びに当該公開買付けにおいて当該「を」を「当該他の株式会社の」に改め、「買い付ける」を削り、「及び新株予約権付社債」を「又は新株予約権付社債(外国法人の新株予約権又は新株予約権付社債に類似するものを含む。以下この号において同じ。)」を取得する場合にあつては、当該新株予約権又は新株予約権付社債を含む」に改め、同表第九十九条第一項第四号の項中「当該他の株式会社の」を削り、同表第二百一十一条第三項の項を次のように改める。	

2 前項の場合において、認定事業者である株式会社(会社法第四百五十九条第一項の規定による定款の定めがあるものに限り)の定款には、特定剰余金配当に係る同法第四百五十四条第一項各号及び同条第四項各号に掲げる事項を取締役に定めることができる旨の定めがあるものとみなす。

第三十五条を削り、第三十六条を第三十四条とする。

第三十七条第一項中「認定事業再編計画」を「認定計画」に改め、同条第二項中「第三十七条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十八条第一号中「認定事業再編事業者等」を「認定事業再編事業者又はその関係事業者(以下「認定事業再編事業者等」という。))に、「行うの」を「行うために」に改め、同条第二号中「認定特定事業再編事業者等」を「認定特別事業再編事業者又はその関係事業者(以下「認定特別事業再編計画」に、「認定特定事業再編の」を「特別事業再編の」に、「行うの」に」を「行うために」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十九条第一項第一号中「第四十一条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同項第二号中「認定特定事業再編事業者等が認定特定事業再編計画」を「認定特別事業再編事業者等が認定特別事業再編計画」に、「特定事業再編の」を「特別事業再編の」に、「第四十一条第一項」を「第三十九条第一項」に、「認定特定事業再編関連措置」を「認定特別事業再編関連措置」に改め、同条第二項の表中「第三十九条第二項」を「第三十七条第二項」に、「第三十九条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同条を第三十七条とする。

第四十条第一項中「第二十三條第二項第五号」を「第二十二條第二項第七号」に改め、同条を第三十八條とする。

第四十一条第一項中「認定特定事業再編事業者等」を「認定特別事業再編事業者等」に、「認定特定事業再編計画」を「認定特別事業再編計画」に、「認定特定事業再編関連措置」を「認定特別事業再編関連措置」に改め、同条第二項中「第四十三條」を「第四十一条」に改め、同条第四項第二号及び第三号口中「第四十八條第一項」を「第四十六條第一項」に改め、同条を第三十九條とし、第四十二條を第四十條とし、第四十三條から第四十七條までを二条ずつ繰り上げる。

第四十八條第一項中「第四十一条第四項各号」を「第三十九條第四項各号」に改め、同条を第四十六條とする。

第四十九條中「第四十七條第三項」を「第四十五條第三項」に改め、同条を第四十七條とする。

第五十条中「商品若しくは役務の需給の動向又は各事業分野が過剰供給構造にあるか否かその他の市場構造に関する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 商品若しくは役務の需給の動向又は各事業分野が過剰供給構造にあるか否かその他の市場構造に関する調査

二 国内外における経営資源活用との共同化（研究若しくは開発を行うための施設若しくは設備を共同して整備すること又は情報システムを共同して構築することその他の事業者が経営資源を有効に組み合わせることを行う。）に関する調査

第五十一条第三項中「第五十六條第一項」を「第五十四條第一項」に、「若しくは第五十八條第一項」を「第五十六條第一項」に、「確認を」を「確認若しくは第五十九條第一項の債権に係る確認を」に改め、第四章第三節中同条を第四十九條とし、第五十二條を第五十條とする。

第五十三條第二号中「第五十五條第一項」を「第五十三條第一項」に改め、同条を第五十一條とする。

第五十四條の前の見出しを削り、同条第一項の表第三條第一項の項中「第五十四條第一項」を「第五十二條第一項」に改め、同条を第五十二條とし、同条の前の見出しとして「（中小企業信用保険法の特例）」を付する。

第五十五條第一項中「第五十三條第二号」を「第五十一條第二号」に改め、同項の表第三條第一項の項中「第五十五條第一項」を「第五十三條第一項」に改め、同条を第五十三條とし、第五十六條を第五十四條とし、第五十七條を第五十五條とし、第五十八條を第五十六條とする。

第五十九條の見出し中「再生手続」を「資金の借入れに関する再生手続」に改め、同条中合議体をいうの下に、第六十條から第六十二條までにおいて同じを、「再生計画案をいう」の下に、「第六十二條において同じ」を、「規定する」の下に「再生債権者の間に」を加え、同条を第五十七條とする。

第六十條の見出し中「更生手続」を「資金の借入れに関する更生手続」に改め、同条中合議体をいうの下に、第六十三條から第六十五條までにおいて同じを加え、「第五十八條第一項」を「第五十六條第一項」に、「更生債権と」を「更生債権等（会社更生法平成十四年法律第百五十四條第二條第十二項の更生債権等をいう。第六十四條及び第六十五條において同じ。）と」に、「更生債権（同項第二号）を「更生債権等（第五十六條第一項第二号）に、「更生債権に」を「更生債権等（同項第二号）に、「規定する」の下に同一の種類の権利を有する更生債権者等（同法第二條第十三項の更生債権者等をいう。第六十五條において同じ。）の間に」を加え、同条を第五十八條とし、第四章第三節中同条の次に次の二条を加える。

（債権に関する特定認証紛争解決事業者の確

認

第五十九條 特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者は、当該特定認証紛争解決手続を行う特定認証紛争解決事業者に対し、当該特定認証紛争解決手続の終了に至るまでの間の原因に基づいて生じた債権が次の各号のいずれにも適合することの確認を求めることができる。

一 当該債権が少額であること。

二 当該債権を早期に弁済しなければ当該事業者の事業の継続に著しい支障を来すこと。

2 特定認証紛争解決事業者は、前項の確認を行ったときは、直ちに、その旨を、当該確認を求めた事業者に通知するものとする。

（債権の弁済に関する再生手続の特例）

第六十條 裁判所は、前条第一項の規定による確認を受けた債権（この条から第六十五條までにおいて「確認債権」という。）に係る債務を負担した事業者について再生手続開始の申立てがあった場合において、民事再生法第三十條第一項の規定による保全処分を命ずるときは、当該確認債権が前条第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該確認債権の弁済を当該保全処分で禁止するかどうかを判断するものとする。

第四章第四節の節名を削る。

第六十一條から第六十五條までを次のように改める。

第六十一條 裁判所は、確認債権に係る債務を負担した事業者について再生手続開始の決定があった場合において、当該確認債権に基づき、少額の再生債権を早期に弁済しなければ再生債務者の事業の継続に著しい支障を来すものとして弁済の許可の申立てがなされたときは、当該確認債権が第五十九條第一項各号のいずれにも適合することが確認されている

ことを考慮した上で、当該確認債権の弁済を当該保全処分で禁止するかどうかを判断するものとする。

第六十四條 裁判所は、確認債権に係る債務を負担した事業者について更生手続開始の決定があった場合において、当該確認債権に基づき、会社更生法第四十七條第五項の規定に基づき、少額の更生債権等を早期に弁済しなければ更生会社の事業の継続に著しい支障を来すものとして弁済の許可の申立てがなされたときは、当該確認債権が第五十九條第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該確認債権の弁済が同法第四十七條第五項に規定する少額の更

ることを考慮した上で、当該確認債権の弁済が同法第八十五條第五項に規定する少額の再生債権を早期に弁済しなければ再生債務者の事業の継続に著しい支障を来すときに該当するかどうかを判断するものとする。

第六十二條 裁判所は、確認債権に係る債務を負担した事業者について再生手続開始の決定があった場合において、当該確認債権と他の再生債権との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案が提出され、又は可決されたときは、当該確認債権が第五十九條第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該再生計画案が民事再生法第百五十五條第一項ただし書に規定する少額の再生債権について別段の定めをし、その他再生債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断するものとする。

（債権の弁済に関する更生手続の特例）

第六十三條 裁判所は、確認債権に係る債務を負担した事業者について更生手続開始の申立てがあった場合において、会社更生法第二十八條第一項の規定による保全処分を命ずるときは、当該確認債権が第五十九條第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該確認債権の弁済を当該保全処分で禁止するかどうかを判断するものとする。

る。 第一百六条中「認定連携創業支援事業」を「認定連携創業支援等事業」に改め、「平成二十五年

法律第九十八号」の下に「第百十六条に規定する認定一般社団法人等が行う同法」を加える。

第百十七條第一項中「認定連携創業支援事業者」を「認定連携創業支援等事業者」に、「創業支援事業」を「創業支援等事業」に改め、同条第二項中「創業支援事業計画」を「創業支援等事業計画」に、「創業支援事業」を「創業支援等事業」に改める。

第百十八條第一項中「第二條第二十七項」を「第二條第二十四項」に改め、同条第二項の表第三條第三項の項中「第二條第二十七項」を「第二條第二十四項」に改める。

第六章第二節の節名を削る。

第百十九條から第百二十五條までを次のように改める。

第百十九条から第百二十五条まで 削除

第二百二十七条第三項中「第五十一条第一項」を「第四十九条第一項」に改める。

第六章第三節を同章第二節とする。

第六章を第五章とする。

第百三十四条第一項中「認定特定事業再編事業者等」を「認定特別事業再編事業者等」に、「認定特定事業再編計画」を「認定特別事業再編計画」とする。

画」に、「特定事業再編の」を「特別事業再編の」に、「認定連携創業支援事業者若しくは認定中小企業承継事業再生事業者」を「認定連携創業支援等事業者」に、「認定創業支援事業計画若しくは認定中小企業承継事業再生計画」を「若しくは認定創業支援等事業計画」に、「創業支援事業若しくは中小企業承継事業再生」を「若しくは創業支援等事業に改め、同条第二項中」又は中

小企業承継事業再生」を創る。

第百三十五条第一項中「認定特定事業再編事業者又は認定中小企業承継事業再生事業者」を「又は認定特別事業再編事業者」に、「認定特定事業再編計画又は認定中小企業承継事業再

第十六条第一項中「第四百二十二条」を「第四百十九條」に改める。

第十九条第一項中「第四百四十条第一項第二号」を「第四百四十七條第一項第二号」に改める。

第三十二條第一項の表第二百一十一條第五項の項及び第三項の表第七百九十六條第二項第二号の項中「第四百四十條第二項」を「第四百四十七條第二項」に改める。

第五十一條第二号中「第二百二十七條第一項」を「第三百三十四條第二項」に、「第二百二十六條第一項」を「第三百三十三條第一項」に改める。

第六十六條の次に次の節名を付する。

第五節 技術等情報漏えい防止措置の実施の促進

第六十七條から第七十五條までを次のように改める。

(技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針)

第六十七條 主務大臣は、技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針(以下「促進指針」という。)を定めるものとする。

2 促進指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 技術等情報漏えい防止措置の実施の促進の基本的な方向

二 技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する次に掲げる施策に関する基本的な事項

イ 技術等情報漏えい防止措置の実施に関する理解を深めるための施策

ロ 技術等情報漏えい防止措置の適切な実施に關し必要な知識及び能力の向上を図るための施策

ハ その他技術等情報漏えい防止措置の実施の促進を図るために必要な施策

三 技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法について次条第一項の認定の基準となるべき事項

四 中小企業者の技術等情報漏えい防止措置

の実施の促進に關し配慮すべき事項

五 技術等情報漏えい防止措置の実施を特に促進すべき技術の分野を定める場合にあっては、その技術の分野

3 主務大臣は、促進指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定)

第六十八條 技術等情報漏えい防止措置認証業務を行う者は、主務大臣の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 技術等情報漏えい防止措置認証業務の範囲(その範囲を中小企業者に対して行うものに限定して認定を受けようとする場合にあっては、その旨)及びその実施の方法

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法が促進指針において定められた前条第二項第三号に規定する基準に適合していると認めるときは、その認定をするものとする。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の認定を受けることができない。

一 この法律の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第七十五條第一項の規定により第一項の認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

もの

5 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、氏名又は名称、住所、業務の範囲その他主務省令で定める事項を公表するものとする。

(認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定の更新)

第六十九條 前条第一項の認定は、三年を超えない範囲内で政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条第二項、第三項及び第四項第二号を除く。の規定は、前項の認定の更新について準用する。

3 主務大臣は、第一項の規定により前条第一項の認定がその効力を失つたときは、その旨を公表するものとする。

(認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の承継)

第七十條 第六十八條第一項の認定を受けた者(以下「認定技術等情報漏えい防止措置認証機関」という。)が当該認定に係る技術等情報漏えい防止措置認証業務を行う事業の全部を譲渡し、又は認定技術等情報漏えい防止措置認証機関について相続、合併若しくは分割(当該認定に係る技術等情報漏えい防止措置認証業務を行う事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この項において同じ。)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が同条第四項各号のいずれかに該

当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の地位を承継した者は、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公表するものとする。

(認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の変更の認定等)

第七十一條 認定技術等情報漏えい防止措置認証機関は、第六十八條第二項第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第六十八條第二項、第三項及び第四項(第二号を除く。)の規定は、前項の変更の認定について準用する。この場合において、同条第二項中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項(第二号に掲げる事項にあつては、変更に係るものに限る。)」と読み替へるものとする。

3 認定技術等情報漏えい防止措置認証機関は、第六十八條第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 主務大臣は、第一項の変更の認定をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を公表するものとする。

(認定技術等情報漏えい防止措置認証機関における秘密保持義務)

第七十二條 認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由がある場合を除き、技術等情報漏えい防止措置認証業務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(認定技術等情報漏えい防止措置認証機関に対する改善命令)

第七十三条 主務大臣は、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の技術等情報漏えい防止措置認証業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該認定技術等情報漏えい防止措置認証機関に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
(技術等情報漏えい防止措置認証業務の廃止の届出)

第七十四条 認定技術等情報漏えい防止措置認証機関は、技術等情報漏えい防止措置認証業務を廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公表するものとする。
(認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定の取消し)

第七十五条 主務大臣は、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 その技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法が促進指針において定められた第六十七条第二項第三号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

二 第六十八条第四項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 第七十一条第一項の規定に違反して、第六十八条第二項第二号に掲げる事項を変更したとき。

四 第七十三条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第六十八条第一項の認定、第六十九条第一項の認定の更新又は第七十一条第一項の変更の認定を受けたとき。

2 主務大臣は、前項の規定による認定の取消

しをしたときは、その旨を公表するものとする。

第五百六十六条中「第八十一条第二項の規定に違反して、その名称中に産業革新機構という文字を用いた者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第七十九条の規定に違反して、技術等情報漏えい防止措置認証業務に関し、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関であると明らかに誤認されるおそれのある表示をした者

二 第八十五条第二項の規定に違反して、その名称中に産業革新投資機構という文字を用いた者

第五百五十六条を第六十二条とする。

第五百五十五条第一号中「第七十九条第一項」を「第八十三条第一項」に改め、同条第二号中「第七十九条第二項」を「第八十三条第二項」に改め、同条第三号中「第九十五条第一項」を「第九十九条第一項」に改め、同条第四号中「第九十七条第二項」を「第一百一条第三項」に改め、同条第八号中「第七十七条第二項」を「第二百一十一条第二項」に改め、同条を同条第十一号とし、同条第七号中「第五十五条」を「第一百八十八条」に改め、同条を同条第十号とし、同条第六号中「百三十三条第一項」を「第一百六十六条第一項」に改め、同条を同条第九号とし、同条第五号中「第九十九条第二項」又は「第一百一条第一項」を「第八十八条第二項」又は「第一百十條第一項」に改め、同条を同条第七号とし、同条の次に次の一号を加える。

八 第一百十四條第一項の規定に違反して、株式の譲渡の認可を受けなかつたとき。

五 百三十三條第二項又は第五十五条第一項の規定に違反して、資金供給の認可を受けなかつたとき。

六 第六十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第五百五十五条を第六十条とし、同条の次に次の一条を加える。

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)又は監査役は、二十万円以下の過料に処する。

一 第二百十條第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第二百十條第一項の規定に違反して、公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

第五百五十四條を第五百九條とし、第五百五十三條を第五百五十八條とする。

第五百五十二條中「第五十條」を「前條」に改め、同条を第五百五十七條とする。

第五百五十條第三号中「第三十七條第一項」を「第四百四十四條第一項」に改め、同条第四号中「第三百三十八條第一項」を「第四百五十五條第一項」又は「第二項」に改め、同条を第五百五十六條とする。

第四百四十九條中「第三十八條第二項」を「第四百四十五條第三項」に改め、同条を第五百五十五條とする。

第四百四十八條中「第八十九條」を「第九十三條」に改め、同条を第五百五十四條とする。

第四百四十七條を削る。

第四百四十六條第一項中「第四百四十四條第一項」を「第五百五十一條第一項」に改め、同条を第五百五十三條とし、第四百四十五條を第五百五十二條とし、第四百四十四條を第五百五十一條とする。

第六章中「第四百四十三條」を「第五百十條」とし、第四百四十二條を「第四百四十九條」とし、第四百四十一條を「第四百四十八條」とする。

第四百四十條第一項第六号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

七 特定政府出資会社の株式の機構に対する譲受けの求めに関する事項 特定政府出資会社の設立を認可した大臣
第四百四十條を第四百四十七條とし、第三百三十九條を第四百四十六條とする。

第三百三十八條第四項中「第一項及び第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関から技術等情報漏えい防止措置認証業務に関し報告をさせ、又はその職員に、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第三百三十八條を第四百五十五條とし、第三百三十七條を第四百四十四條とし、第三百三十六條を第四百三十三條とする。

第三百三十五條第一項中「第三十九條」を「第四百四十六條」に改め、同条を第四百四十二條とし、第四百四十四條を第四百四十一條とする。

第三百三十三條第二号中「第二百二十七條第二項第一号」を「第二百三十四條第二項第一号」に改め、第五章第二節中同条を第四百四十條とする。

第三百三十二條中「第三百三十二條」を「第三百三十九條」に改め、同条を「第三百三十九條」とし、第三百三十一條を「第三百三十八條」とし、第三百三十條を「第三百三十七條」とする。

第二百二十九條第二項第一号中「第三十三條第四号」を「第四百四十條第四号」に改め、同項第二号中「第二百二十七條第二項第一号」を「第二百三十四條第二項第一号」に改め、同項第三号中「第二百二十七條第二項第二号」を「第二百三十四條第二項第二号」に改め、同条を「第二百三十六條」とし、第二百二十八條を「第二百三十五條」とする。

第二百二十七條第二項第五号中「第三十三條第一号」を「第四百四十條第一号」に改め、同条を

第三百三十四条とし、第二百二十六条を第三百三十三
条とする。

第二百九条から第二百二十五条までを削る。

第二百十八条第一項中「第二百十八条第一項」を
「第二百二十二条第一項」に、「第二百二十四条」
を「第二百二十八条」に改め、同条第二項の表
第三條第三項の項中「第二条第二十四項」を第
二條第二十八項に改め、第五章第一節中同条
を第二百三十二条とし、第二百七条を第二百三十一
条とする。

第二百六条中「第二百十四條第二項」を「第二百
十八條第二項」に改め、同条を第二百三十条とす
る。

第二百十五條第一項中「第二條第二十項第一号」
を「第二條第二十四項第一号」に、「第二百十五條
第一項」を「第二百二十九條第一項」に改め、同条
第二項及び第三項第一号イ中「第二條第二十項
第一号」を「第二條第二十四項第一号」に改め、
同号ロ中「第二條第二十項第四号」を「第二條第
二十四項第四号」に改め、同条を第二百二十九條
とする。

第二百十四條第二項中「第二百十六條」を「第二百
三十條」に、「第二百十七條第一項及び第二百三十四條
第一項」を「第二百三十一條第一項及び第二百四十
一條第一項」に改め、同条を第二百二十八條とす
る。

第二百十三條第三項第三号ニ中「第二條第二十
一項第二号」を「第二條第二十五項第二号」に改
め、同条を第二百二十七條とし、第二百十二條を第
百二十六條とする。

第四章第八節中「第二百一十一條」を「第二百五條と
する」。

第二百十條中「第九十七條第一項各号」を「第二百
一條第一項各号」に改め、同条を第二百二十四條
とする。

第二百九條に次の一項を加える。

3 経済産業大臣は、第一項の評価を行うに当
たつては、機構の業務が、産業構造及び国際
的な競争条件の変化に対応するための高度に

専門的かつ実践的な知見を活用することが求
められるものであることを考慮するものとす
る。

第四章第七節中「第二百九條」を「第二百三十三條とす
る」。

第二百八條中「第七十九條第一項」を「第八十三
條第一項」に、「第八十四條第二項、第九十六
條、第九十七條第二項、第二百三十三條第一項、第
百四條又は第二百一十一條」を「第八十八條第二項、第
百五條、第二百一十一條第三項、第二百三十三條第二項、第
百五條第一項、第二百十四條第一項、第二百十六條第
一項、第二百十七條若しくは第二百二十五條」に、
「ときは」を「とき、第二百二條第一項の規定によ
り投資基準を定めるとき、又は同条第五項若し
くは第二百六條第四項の規定により投資基準を変
更するときは」に改め、同条を第二百二十二條と
する。

第二百七條第二項中「その」を「機構及び認可特
定投資事業者の」に改め、同条を第二百二十一條
とする。

第二百六條中「第七十九條第一項」を「第八十三
條第一項」に改め、第四章第六節中同条を「第
百二十九條」とし、同条の次に次の一條を加える。
(取締役の報酬等及び職員との給与)

第二百二十條 機構は、その取締役の報酬及び退
職手当並びに職員の給与の支給の基準を定
め、これを経済産業大臣に届け出るととも
に、公表しなければならない。これを變更し
たときも、同様とする。

2 機構は、専ら出資を行う業務に従事する職
員(この項において「出資専従者」という。)の
給与その他の処遇については、第二百六條第
一項の規定による認可を受けた予算の範囲内
において、優秀な人材の確保並びに若年の出
資専従者の育成及び活躍の推進に配慮して行
うものとする。

第二百五條を「第二百十八條」とし、第二百四條を「第
百十七條」とし、第二百三條を「第二百十六條」とする。

第四章第五節中「第二百二條」を「第二百五條」とす
る。

第二百一十一條の見出し中「株式等」を「有価証券」に
改め、同条第一項中「対象事業者」を「直接資金
供給の対象である事業者」に、「株式等」を「有価
証券」に改め、同条第二項中「平成三十七年三月
三十一日」を「平成四十六年三月三十一日」に、
「株式等」を「有価証券」に改め、同条第三項中
「平成三十七年三月三十一日」を「平成四十六年
三月三十一日」に改め、第四章第四節中同条を
「第二百十條」とし、同条の次に次の四條を加える。
(特定政府出資会社の主務大臣からの株式の
譲受けの求め)

第二百一十一條 主務大臣は、財務大臣に協議の
上、機構に対し、政府が保有する特定政府出
資会社の株式(次条及び第二百十四條において
「特定株式」という。)の全部を、次条第三項の
評価委員が評価した価額で譲り受けるよう求
めるものとする。
(機構による特定株式の譲受け)

第二百十二條 前条の規定による求めを受けた機
構は、当該求めから三月を超えない範囲内に
おいて経済産業大臣が指定する期間内に、当
該特定株式の全部を譲り受けなければならない。
この場合において、機構が譲り受けた当
該特定株式は、第二條第二十二項の規定及び
当該特定株式について政府が保有すべき旨を
定めている他の法令の規定の適用について
は、なお政府が保有するものとみなす。

2 機構が前項の規定による譲受けを行う場合
であつて、当該譲受けの対価として株式の発
行又は自己株式の処分をするときにおける機
構に係る会社法第九十九條第二項の規定の
適用については、同項中「株主総会」とあるの
は「取締役会」と、「ならない」とあるのは「な
らない。ただし、取締役会は、産業競争力強
化法(平成二十五年法律第九十八号)第二百二
條第三項の評価委員の評価を踏まえて前項第
二号に掲げる払込金額又はその算定方法を決
定しなければならない」とする。

3 第一項の規定により機構が譲り受ける特定
株式の価額は、評価委員が評価した価額とす
る。

4 前項の評価委員(第二百十四條第二項及び第
三項において単に「評価委員」という。)は、前
項の評価をしようとするときは、当該特定株
式の全部の譲受けがその効力を生ずる日にお
ける当該特定株式の時価を基準とするものと
する。ただし、当該特定株式の種類その他の
事項を勘案して時価によることが適当でない
と認めるときは、当該特定株式の時価によら
ないことができる。

5 前各項に規定するもののほか、機構による
特定株式の譲受けに関し必要な事項は、政令
で定める。

第二百十三條 会社法第四百六十九條第一項各
号列記以外の部分に限る。第三項及び第五
項から第九項まで、第四百七十条並びに第
八百六十八條から八百七十六條までの規定
は、前条第一項の場合について準用する。こ
の場合において、次の表の上欄に掲げる同法
の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ
れ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほ
か、必要な技術的読替は、政令で定める。

第四百六十九條第一項

事業譲渡等をする場合(次
に掲げる場合を除く。)

株式会社産業革新投資機構(以下
「機構」という。)が産業競争力強化
法第二百二條第一項の規定による
同法第二百一十一條の特定株式の全部
の譲受け(以下「特定株式譲受け」

第四百六十九条第三項	反対株主	という。をする場合
	事業譲渡等をする株式会社 機構	機構の株主のうち政府以外のもの
第四百六十九条第五項	事業譲渡等をしようとする株式会社	機構
	効力発生日	特定株式譲受けがその効力を生ずる日(以下「譲受け効力発生日」という。)
第四百六十九条第六項及び第七項	前条第一項に規定する場合における当該特別支配株主	政府
	事業譲渡等をする旨(第四百六十七条第二項に規定する場合にあつては、同条第一項第三号に掲げる行為をする旨及び同条第二項の株式に関する事項)	特定株式譲受けをする旨
第四百六十九条第八項	第一項の規定による請求(以下この章において「株式買取請求」という。)	産業競争力強化法第百十三条において準用する第一項の規定による請求(以下「機構株式買取請求」という。)
	効力発生日	譲受け効力発生日
第四百六十九条第九項	株式買取請求に	機構株式買取請求に
	株式買取請求	機構株式買取請求
第四百七十条第一項	事業譲渡等をする株式会社	機構
	事業譲渡等	特定株式譲受け
第四百七十条第二項	株式買取請求	機構株式買取請求
	株式買取請求	機構株式買取請求
第四百七十条第三項	当該株式会社	機構
	効力発生日	譲受け効力発生日
第四百七十条第四項	譲受け効力発生日	譲受け効力発生日
	譲受け効力発生日	譲受け効力発生日

第四百七十条第三項	前項の株式会社	機構
第四百七十条第四項	前条第七項	産業競争力強化法第百十三条において準用する前条第七項
第四百七十条第五項	効力発生日	譲受け効力発生日
第四百七十条第六項	株式買取請求	機構株式買取請求
第四百七十条第七項	同項	機構
第四百七十条第八項	第一項の株式会社	産業競争力強化法第百十三条において準用する第一項
第四百七十条第九項	当該株式会社	機構
第四百七十条第十項	株式買取請求	機構株式買取請求
第四百七十条第十一項	効力発生日	譲受け効力発生日
第四百七十条第十二項	株式買取請求	機構株式買取請求

(機構による特定株式の譲渡)
第百十四条 機構は、特定株式の譲渡を行おうとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けて機構が特定株式の譲渡を行おうとする場合における当該特定株式の価額は、評価委員が評価した価額とする。

3 評価委員は、前項の評価をしようとするときは、当該特定株式の譲渡がその効力を生ずる日における当該特定株式の時価を基準とするものとする。ただし、当該特定株式の種類その他の事項を勘案して時価によることが適当でないと認めるときは、当該特定株式の時価によらないことができる。

4 前三項に規定するもののほか、機構による特定株式の譲渡に關し必要な事項は、政令で定める。

(第百条の見出し及び同条第一項中「支援決定」を「直接資金供給の決定」に改め、同項各号中「対象事業者」を「直接資金供給の対象である事業者」に改め、同条第二項中「支援決定」を「直接

資金供給の決定」に、「対象事業者」を「当該直接資金供給の対象である事業者」に改め、同条を第百九条とする。

第九十九条の見出しを「(直接資金供給の決定)」に改め、同条第一項中「特定事業活動支援」を「直接資金供給」に改め、同条第二項中「特定事業活動支援をするか」を「直接資金供給を行うか」に改め、同項ただし書中「特定事業活動支援」を「直接資金供給」に改め、同条第三項中「特定事業活動支援」を「直接資金供給」に改め、同条を第百八条とする。

第九十八条の見出しを「(機構が従うべき支援基準)」に改め、同条第一項中「特定事業活動支援」を「直接資金供給」に改め、「当たつて」の下に「機構が」を加え、同条第二項中「特定事業活動支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣(次条第四項及び第五項において「事業所管大臣」という。)」を「事業所管大臣(直接資金供給の対象となる活動に係る事業を所管する大臣をいう。次条第四項及び第五項において同じ。)」に改め、同条に次の二項を加える。

4 経済産業大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、支援基準を変更するものとする。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による支援基準の変更について準用する。

第九十八条を第百七条とする。

第九十七条第一項第一号を次のように改める。

一 対象事業者(特定投資事業者及び特定事業活動を行う事業者をいう。以下同じ。)に対する出資

第九十七条第一項第四号中「金融商品取引法第二條第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされるものをいう。以下この号及び第十二号において同じ。」「を削り、同項第十七号を削り、同項第十六号を同項第十七号とし、同項第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十二号中「株式、新株予約権、持分又は有価証券(第百一条第一項及び第二項において「株式等」という。)」を「有価証券」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十二 認可特定投資事業者の業務の実績に関する評価

第九十七条第二項中「前項第十七号に掲げる」を「前二項に規定するもののほか、機構の目的に資する」に、「受けなければならない」を「受けて、当該業務を行うことができる」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 機構は、前項各号に掲げる業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、次に掲げる業務を行うことができる。

一 特定政府出資会社が行う出資に係る業務の效果的な実施に関する基本方針の策定

二 特定政府出資会社が発行する株式の譲受け及び保有

三 特定政府出資会社が行う出資に係る業務

の效果的な実施を確保するための専門家の派遣、助言その他の支援

四 主務大臣に対する、その行う特定政府出資会社の業務の実績の評価に関する必要な情報の提供

第九十七条を第百一条とし、同条の次に次の五条を加える。

(機構が従うべき投資基準)

第百二条 経済産業大臣は、特定資金供給の対象となる特定投資事業者及び当該特定資金供給の内容を決定するに当たって機構が従うべき基準(以下この章において「投資基準」という。)を定めるものとする。

2 投資基準においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定資金供給を特に重点的に実施すべき事業分野の選定に関する事項

二 特定資金供給の内容に関する事項

三 取得する特定投資事業者の有価証券及び債権の譲渡その他の処分の期限に関する事項

四 人材の育成及び活用その他の資金供給以外の支援を行う場合にあっては、その内容

3 経済産業大臣は、第一項の規定により投資基準を定めようとするときは、あらかじめ、事業所管大臣(特定投資事業者による特定事業活動に対する資金供給その他の支援又は特定事業活動に対する資金供給その他の支援を行う事業活動に対する資金供給その他の支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣をいう。第百四条第三項において同じ。)の意見を聴くものとする。

4 経済産業大臣は、第一項の規定により投資基準を定めるときは、これを公表するものとする。

5 経済産業大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、投資基準を変更するものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定に

よる投資基準の変更について準用する。
(特定資金供給の決定)

第百三条 機構は、特定資金供給を行おうとするときは、投資基準に従って、その対象となる特定投資事業者及び当該特定資金供給の内容を決定しなければならない。

2 機構は、特定資金供給を行うかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

3 機構は、前項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 特定資金供給の内容

二 特定投資事業者による特定事業活動に対する資金供給その他の支援又は特定事業活動に対する資金供給その他の支援を行う事業活動に対する資金供給その他の支援の内容及び実施体制に関する事項

三 取得する特定投資事業者の有価証券及び債権の譲渡その他の処分の期限に関する事項

四 人材の育成及び活用その他の資金供給以外の支援を行う場合にあっては、その内容

第百四条 経済産業大臣は、前条第三項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合するかどうかを審査するものとする。

一 投資基準に適合するものであること。

二 特定投資事業者による特定事業活動に対する資金供給その他の支援又は特定事業活動に対する資金供給その他の支援を行う事業活動に対する資金供給その他の支援が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

2 経済産業大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、前条第二項の認可をするものとする。

3 経済産業大臣は、前条第二項の認可をしよ

うとするときは、あらかじめ、事業所管大臣の意見を聴くものとする。
(特定資金供給に関する認可の変更)

第百五条 機構は、第百三条第三項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の認可について準用する。

(認可特定投資事業者の業務の実績に関する評価)

第百六条 機構は、認可特定投資事業者(機構が第百三条第二項の認可を受けて、特定資金供給を行う特定投資事業者をいう。以下同じ。)の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならない。

2 機構は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、認可特定投資事業者に対し評価の結果を通知するとともに、当該評価の結果に依じて、認可特定投資事業者に対し、特定資金供給に係る資金の回収その他の必要な措置をとらなければならない。

3 機構は、第一項の評価を行い、又は前項の措置をとったときは、経済産業大臣に当該評価の結果又は当該措置の内容を報告しなければならない。

4 経済産業大臣は、前項の規定による報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、投資基準を変更するものとする。

第四章第三節中第九十六条を第百条とし、第九十五条を第九十九条とし、第九十四条を第九十八条とする。

第九十三条第六項中「出席し、」の下に「委員会が第九十五条第一項第二号に掲げる評価を行うとうとするときその他、」を加え、同条を第九十七条とする。

第九十二条第八項を同条第九項とし、同条第三項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「及び社外取締役」及び「それぞれ」を削

り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 委員の過半数は、社外取締役でなければならない。

第九十二条を第九十六条とする。

第九十一条第一項中「(特定事業活動の支援(第九十七条第一項第一号から第七号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「特定事業活動支援」という。)の内容が出資その額が一定額以下のものその他の経済産業省令で定めるものに限る。のみである場合にあつては、第一号に掲げる決定を除く。を)及び評価」に改め、同項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同条を同項第六号とし、同項第二号中「第百一条第一項の株式等」を「第百十条第一項の有価証券」に改め、同条を同項第五号とし、同項第一号中「第九十九条第一項の特定事業活動支援」を「第百八条第一項の直接資金供給(機構が第百一条第一項第一号から第七号までに掲げる業務により特定事業活動を行う事業者に対して直接行う資金供給をいう。以下同じ。に、当該特定事業活動支援を」当該直接資金供給」に改め、「決定」の下に「(直接資金供給の内容が第百一条第一項第一号に掲げる出資のみであつて、その額が一定額以下である場合その他の経済産業省令で定める場合を除く。を)を加え、同条を同項第四号とし、同条の前に次の三号を加える。

一 第百三条第一項の特定資金供給(機構が第百一条第一項第一号から第七号までに掲げる業務により特定投資事業者に対して行う資金供給をいう。以下同じ。)の対象となる事業者及び当該特定資金供給の内容の決定

二 認可特定投資事業者(第百六条第一項に規定する認可特定投資事業者をいう。次号及び第百一条第一項第十二号において同じ。)の業務の実績に関する評価

三 保有する認可特定投資事業者の有価証券(金融商品取引法第二十一条第一項各号に掲げ

る有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされるものをいう。第百一条第一項第七号を除き、以下同じ。)又は債権の譲渡その他の処分

第九十一条第二項中「前項第一号」を「前項第一号及び第三号から第五号まで」に、「(特定事業活動支援の内容が出資(その額が一定額以下のものその他の経済産業省令で定めるものに限る。のみである場合を除く。及び同項第二号に掲げる事項の決定を)並びに同項第二号に掲げる評価」に改め、同条を第九十五条とする。

第九十条(見出しを含む。中「産業革新委員会」を「産業革新投資委員会」に改め、同条を第九十四条とし、第八十九条を第九十三条とし、第八十八条を第九十二条とする。

第四章第二節中第八十七条を第九十一条とする。

第八十六条中「第八十四条第二項」を「第八十八条第二項」に、「株式会社産業革新機構」を「株式会社産業革新投資機構」に、「第八十六条」を「第九十条」に改め、同条を第九十条とし、第八十五条を第八十九条とし、第八十四条を第八十八条とし、第八十三条を第八十七条とする。

第八十二条第一項第六号中「第九十七条第一項各号」を「第百一条第一項各号」に改め、同条を第八十六条とする。

第八十一条第一項中「株式会社産業革新機構」を「株式会社産業革新投資機構」に改め、同条第二項中「産業革新機構」を「産業革新投資機構」に改め、第四章第一節中同条を第八十五条とし、第八十条を第八十四条とする。

第七十九条第一項中「第百五十五条第一号」を「第百六条第一号」に、「第百八条」を「第百二十二条」に改め、同条を第八十三条とする。

第七十八条中「二分の一」を「三分の二」に改め、同条を第八十二条とする。

第七十七条中「株式会社産業革新機構」を「株式会社産業革新投資機構」に改め、同条を第八十一条とする。

第七十六条中「株式会社産業革新機構」を「株式会社産業革新投資機構」に、「国際経済の構造的なを」産業構造及び国際的な競争条件の「に、」に鑑み、を」及びその業務が民間投資の拡大に寄与することに鑑み、特定投資事業者及び「に改め、「対し」の下に「投資をはじめとする」を加え、同条を第八十条とする。

第四章の章名中「株式会社産業革新機構」を「株式会社産業革新投資機構」に改める。

第三章に次の四条を加える。

(中小企業信用保険法の特例)

第七十六条 技術等情報漏えい防止措置認証業務の範囲を中小企業者に対して行うものに限

定して第六十八条第一項の認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人(一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつてはその設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。以下この条において「認定一般社団法人等」という。であつて、技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三條第一項又は第三條の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該認定一般社団法人等を同法第二條第一項の中小企業者とみなして、同法第三條、第三條の二及び第四條から第八條までの規定を適用する。この場合において、同法第三條第一項及び第三條の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「産業競争力強化法平成二十五年法律第九十八号第七十六条に規定する認定一般社団法人等が行う同法第二條第十九項に規定する技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施に必要な資金の借入れ」とする。

(独立行政法人情報処理推進機構の行う認定技術等情報漏えい防止措置認証機関協力業務)

第七十七条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の依頼に応じて、当該認定技術等情報漏えい防止措置認証機関が行う第二條第十九項第二号に掲げる業務に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

(認定技術等情報漏えい防止措置認証機関以外の者の表示の制限)

第七十九条 技術等情報漏えい防止措置認証業務を行う者は、当該技術等情報漏えい防止措置認証業務について、第六十八条第一項の認定を受けていないのに、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関であると明らかに誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

(中小企業等経営強化法の一部改正)

第三條 中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十七条」に、「第十六條」を「第十八條」に、「第二十五條」に、「第二十一條」を「第三十條」に、「第二十六條」に、「第二十二條」に、「第三十一條」を「第三十六條」に、「第四十三條」を「第四十八條」に、「第三十七條」を「第四十二條」に、「第四十九條」を「第五十四條」に、「第四十三條」を「第五十五條」に、「第四十四條」を「第五

第七十七条 独立行政法人情報処理推進機構は、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の依頼に応じて、当該認定技術等情報漏えい防止措置認証機関が行う技術等情報漏えい防止措置認証業務に関する情報の提供その他必要な協力の業務(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第四号)第二條に規定するサイバーセキュリティに関する情報の提供その他の技術等情報漏えい防止措置認証業務に係る情報処理の高度化を推進するものに限る。)を行う。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う認定技術等情報漏えい防止措置認証機関協力業務)

第七十八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業者の技術等情報漏えい防止措置の実施の促進のため、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の依頼に応じて、当該認定技術等情報漏えい防止措置認証機関が行う第二條第十九項第二号に掲げる業務に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

(認定技術等情報漏えい防止措置認証機関以外の者の表示の制限)

第七十九条 技術等情報漏えい防止措置認証業務を行う者は、当該技術等情報漏えい防止措置認証業務について、第六十八条第一項の認定を受けていないのに、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関であると明らかに誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

(中小企業等経営強化法の一部改正)

第三條 中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十七条」に、「第十六條」を「第十八條」に、「第二十五條」に、「第二十一條」を「第三十條」に、「第二十六條」に、「第二十二條」に、「第三十一條」を「第三十六條」に、「第四十三條」を「第四十八條」に、「第三十七條」を「第四十二條」に、「第四十九條」を「第五十四條」に、「第四十三條」を「第五十五條」に、「第四十四條」を「第五

一条を「第五十六条―第六十三条に、」第五十二条を「第六十四条」に改める。

第二条第十項を次のように改める。

10 この法律において「経営力向上」とは、事業者が、事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成、財務内容の分析の結果の活用、商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用、経営能力の向上のための情報システムの構築その他の方法であつて、現に有する経営資源又は次に掲げるいずれかの措置（以下「事業承継等」という。）により他の事業者から取得した又は提供された経営資源を高度に利用するものを導入して事業活動を行うことにより、経営能力を強化し、経営の向上を図ることをいう。

一 吸収合併（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社及び同項第一号に規定する吸収合併消滅会社が中小企業者等である場合に限る。）により当該吸収合併存続会社となり、当該吸収合併消滅会社の権利義務の全部を承継すること。

二 新設合併（会社法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社及び同項第一号に規定する新設合併消滅会社が中小企業者等である場合に限る。）により当該新設合併設立会社を設立し、当該新設合併消滅会社の権利義務の全部を承継すること。

三 吸収分割（会社法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社及び同法第七百五十八条第一項第一号に規定する吸収分割会社が中小企業者等である場合に限る。）により当該吸収分割承継会社となり、当該吸収分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継すること。

四 新設分割（会社法第七百六十三条第一項に規定する新設分割設立会社及び同項第五号に規定する新設分割会社が中小企業者等である場合に限る。）により当該新設分割設立

立会社を設立し、当該新設分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継すること。

五 株式交換（会社法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社及び同法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社）が中小企業者等である場合に限る。）により当該株式交換完全親会社となり、当該株式交換完全子会社の発行済株式の全部を取得すること。

六 株式移転（会社法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社及び同項第五号に規定する株式移転完全子会社）が中小企業者等である場合に限る。）により当該株式移転完全子会社となり、その発行済株式の全部を当該株式移転設立完全親会社に取得させること。

七 事業又は資産の譲受け（中小企業者等が他の中小企業者等から譲り受ける場合に限る。）

八 他の中小企業者等の株式又は持分の取得（中小企業者等による当該取得によつて当該他の中小企業者等が当該中小企業者等の関係事業者（他の事業者がその経営を実質的に支配している）と認められているものとして主務省令で定める関係を有するものという。）となる場合に限る。）

九 事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第三条第一号に掲げる事業協同組合をいう。）、企業組合（同条第四号に掲げる企業組合をいう。）、協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十一年法律第八十五号）第三条第一項第七号に掲げる協業組合をいう。）の設立

第二条第十四項を同条第十七項とし、同条第十三項中「（第三十七号）を」（第四十九条第一項）に、「（第三十七号第一項）を」（第四十九条第一項）に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二

項を同条第十五項とし、同条第十一項を同条第十四項とし、同条第十項の次に次の三項を加える。

11 この法律において「承継等中小企業者等」とは、中小企業者等が事業承継等（前項第一号から第四号までに掲げる措置及び同項第七号に掲げる措置のうち事業の譲受けに係るものに限る。次項及び第十三条第四項、第十四条第三項並びに第二十三条第一項及び第二項において同じ。）を行う場合における当該中小企業者等をいう。

12 この法律において「被承継等中小企業者等」とは、承継等中小企業者等が他の中小企業者等から、事業承継等を行う場合における当該他の中小企業者等をいう。

13 この法律において「事業再編投資」とは、投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。第十六条第一項及び第十七条第一項において同じ。）が行う中小企業者等に対する投資事業（主として経営力向上（事業承継等を行うものに限る。）を図る中小企業者等に対するものであることその他の経済産業省令で定める要件に該当するものに限る。）であつて、当該中小企業者等に対する経営資源を高度に利用する方法に係る指導を伴うことが確実であると見込まれるものとして経済産業省令で定めるものをいう。

第三条第二項第二号ハに次のように加える。

(4) 事業再編投資の内容に関する事項

(5) 事業再編投資の実施方法に関する事項

(6) その他事業再編投資の促進に当たつて配慮すべき事項

第三条第二項第二号ニ(1)中「第二十一条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同号ニ(4)中「第二十六条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同号ニに次のように加える。

(7) 情報処理支援業務（第三十八条第一項に規定する情報処理支援業務をいう。以下この号において同じ。）の内容に関する事項

(8) 情報処理支援業務の実施体制に関する事項

(9) 情報処理支援業務の実施に当たつて配慮すべき事項

第三条第二項第三号ロ中「第三十七条第一項」を「第四十九条第一項」に改める。

第十条第二項第二号中「第二十四条」を「第三十二条」に改める。

第十三条第二項第三号中「実施時期」の下に「（事業承継等を行う場合にあつては、その実施時期を含む。）」を加え、同条第四項を削り、同条第三項第一号中「前項第一号」を「第二項第一号」に改め、同項第二号中「前項第三号」を「第二項第三号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項第五号の「経営力向上設備等」とは、商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する施設、設備、機器、装置又はプログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。第三十八条第一項並びに第五十二条第二項及び第三項において「情報処理促進法」という。）、第二条第二項に規定するプログラムをいう。）、第五十二条第一項第一号において同じ。）であつて、経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものをいう。

4 第二項第三号に掲げる事項には、特定許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等であつて、それに基づき地位を被承継等中小企業者等が有する場合において当該地位が承継等中小企業者等に承継されることが経営力向上の円滑化に特に資するものとして政令で定めるものという。以下同じ。）に基づき被承継等中小企業者等の地位であつて、当該経営力向上のた

めに事業承継等により当該承継等中小企業者等が承継しようとするものを記載することができる。

第十三条に次の四項を加える。

6 主務大臣は、経営力向上計画に第四項に規定する特定許可等に基づく被承継等中小企業者等の地位が記載されている場合において、第一項の認定をしようとするときは、当該特定許可等をした行政庁に協議し、その同意を得るものとする。

7 行政庁は、主務大臣及び第一項の認定の申請を行った者に対して、前項の同意に必要な情報の提供を求めることができる。

8 行政庁は、当該特定許可等をする根拠となる規定の趣旨を考慮して、第六項の同意をすることがどうかを判断するものとする。

9 前三項に定めるもののほか、第六項の同意に關し必要な事項は、政令で定める。

第十四条第三項中「前条第三項の規定は、」を「前条第五項の規定は」に改め、「ついでの下に」同条第七項から第九項までの規定は前項の同意について、それぞれを加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 主務大臣は、認定経営力向上計画に従って事業承継等が行われる前に第一項の規定による変更の認定の申請がされ、かつ、その変更が次の各号のいずれかに該当するものである場合において、同項の認定をしようとするときは、当該各号に定める行政庁に協議し、その同意を得るものとする。

一 前条第六項の規定による同意を得てした同条第一項の認定に係る経営力向上計画の変更 同条第六項に規定する行政庁(当該変更が特定許可等に基づく被承継等中小企業者等の地位の全部又は一部の記載を削除しようとするものである場合において、当該削除に係る特定許可等をした行政庁を除く。)

二 新たに特定許可等に基づく被承継等中小企業者等の地位を記載しようとする変更 当該特定許可等をした行政庁

第十五条中「第二十六条第二項」を「第三十四条第二項」に改める。

第五十二条第一項中「第四十七条」を「第五十九条」に改め、同条を第六十四条とする。

第五十一条第二項中「第四十九条第十一項」を「第六十一条第十一項」に改め、第五章中同条を第六十三条とし、第五十条を第六十二条とする。

第四十九条第二項中「第四十六条第二項並びに第四十七条第一項」を「第五十八条第二項並びに第五十九条第一項」に改め、同条第四項中「第十三条第一項及び第三項(第十四条第三項)」を「第十三条第一項、第五項(第十四条第四項)において準用する場合を含む。」、第六項及び第七項(第十四条第四項)に、「第十四条第一項及び第七項」を「第十四条第一項から第三項まで」に、「第四十六条第三項並びに第四十七条第一項」を「第二十三条第二項及び第三項、第五十八条第三項並びに第五十九条第一項」に改め、同条第五項中「第二十一条第一項」を「第二十六条第一項」に、「第二十二條、第二十三條並びに第四十七條第二項」を「第二十八條第二項において準用する第二十六条第一項及び第三項、第二十九條から第三十一条まで並びに第五十九条第三項」に改め、同条第六項中「第二十六条第一項」を「第三十四条第一項」に、「第二十七條、第二十八條並びに第四十七條第二項」を「第三十七條において準用する第二十八條第二項において準用する第二十六条第一項及び第三項、第三十七條、第三十七條において読み替えて準用する第三十条並びに第五十九条第三項」に改め、同条第八項中「第十三条第一項及び第十四条第一項」を「第二条第十項第八号、第十三条第一項、第十四条第一項及び第二十三條第三項」に改め、同条第九項中「第二十一条第一項」を「第二十六条

第一項に改め、「第四項」の下に、「第二十七條第三号、第二十八條第二項において準用する第二十六条第一項及び第三項並びに第二十七條第三号並びに第二十九條」を加え、同条第十項中「第二十六條第一項」を「第三十四條第一項」に改め、「第四項」の下に、「第三十七條において読み替えて準用する第二十七條第三号、第三十七條において準用する第二十八條第二項において準用する第二十六条第一項及び第三項並びに第二十七條第三号並びに第三十七條において準用する第二十九條」を加え、同条を第六十一条とし、第四十八條を第六十条とする。

第四十七條第二項中「対し」の下に、「経済産業大臣は、認定情報処理支援機関に對し」を加え、「経営革新等支援業務又は」を「経営革新等支援業務若しくは」に、「の実施状況」を「又は情報処理支援業務の実施状況」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 経済産業大臣は、認定事業再編投資組合に對し、認定事業再編投資計画の実施状況について報告を求めることができる。

第四十七條を第五十九條とする。

第四十六條中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 経済産業大臣は、認定事業再編投資組合について、その事業再編投資の状況を把握するための調査を行うものとする。

第四十六條に次の一項を加える。

8 国は、認定事業再編投資計画に従って行われる事業再編投資の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

第四十六條を第五十八條とし、第四十五條を第五十七條とし、第四十四條を第五十六條とする。

第四章第三節中第四十三條を第五十五條とする。

第四章第二節中第四十二條を第五十四條と

し、第四十一条を第五十三条とする。

第四十条の見出し中「独立行政法人情報処理推進機構」を「情報処理推進機構」に改め、同条第一項中「独立行政法人情報処理推進機構(以下この節において「情報処理推進機構」という。)」を「情報処理推進機構」に改め、同項第一号中「情報処理の促進に関する法律(次項及び第三項において「情報処理促進法」という。)」第二項第一項に規定する情報処理をいう。次条において同じ。」を削り、同条第二項中「第四十条第一項第一号イ」を「第五十二条第一項第一号イ」に改め、同条第三項中「第四十条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条を第五十二条とし、第三十九條を第五十一条とし、第三十八條を第五十条とし、第三十七條を第四十九條とする。

第四章第一節中第三十六條を第四十八條とする。

第三十五条第一項中「第二條第十二項」を「第二條第十五項」に改め、同条を第四十七條とし、第三十四條を第四十六條とし、第三十一条から第三十三條までを十二條ずつ繰り下げる。

第三十条中「第二十六條第二項第一号」を「第三十四條第二項第一号」に改め、第三章第五節中同条を第三十六條とし、同条の次に次の六條を加える。

(準用)

第三十七條 第二十七條から第三十一条までの規定は、認定事業分野別経営力向上推進機関について準用する。この場合において、第二十七條第三号及び第三十條中「経営革新等支援業務」とあるのは「事業分野別経営力向上推進業務」と、同条中「基本方針」とあるのは「事業分野別指針」と読み替えるものとする。

(認定情報処理支援機関)

第三十八條 経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、ソフトウェア業又は情報処理サービス業に属する事業を行う者であつて、情報処理(情報処理促進法第二條第一項に規定する情報処理をいう。以下同じ。)

第一類第九号 経済産業委員会議録第四号

平成三十年四月四日

二七

に關する高度な知識及び経験を有するもののうち、次項に規定する業務(以下「情報処理支援業務」という。)を行うものであつて、基本方針に適合すると認められるものを、その申請により、情報処理支援業務を行う者として認定することができる。

2 前項の認定を受けた者(以下「認定情報処理支援機関」という。)は、経営能率の相当程度の向上を行おうとする中小企業者等に対する情報処理を行う方法(サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第四十条において同じ。)の確保を含む。)に係る指導、助言、情報の提供その他の情報処理に關する支援を行うものとする。

3 第一項の認定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事務所の所在地

三 情報処理支援業務に關する次に掲げる事項

イ 情報処理支援業務の内容
ロ 情報処理支援業務の実施体制
ハ イ及びロに掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

4 認定情報処理支援機関は、前項第一号及び第二号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第三号イからハまでに掲げる事項の変更(経済産業省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときはあらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(中小企業信用保険法の特例)
第三十九条 前条第一項の規定による認定を受けた一般社団法人(その社員総会における議

決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。)又は一般財団法人(その設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。)であつて、情報処理支援業務の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三條第一項又は第三條の二第一項に規定する債務の保証を受けたもの(以下この条において「認定一般社団法人等」という。)については、当該認定一般社団法人等を同法第二條第一項の中小企業者とみなして、同法第三條、第三條の二及び第四條から第八條までの規定を適用する。この場合において、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「中小企業等経営強化法第三十九条に規定する認定一般社団法人等が行う同法第三十八條第一項に規定する情報処理支援業務の実施に必要な資金の借入れ」とする。

(独立行政法人情報処理推進機構の行う認定情報処理支援機関協力業務)

第四十条 独立行政法人情報処理推進機構(第五十二条及び第五十三条において「情報処理推進機構」という。)は、認定情報処理支援機関の依頼に応じて、その情報処理支援業務の実施に当たつてのサイバーセキュリティの確保に關する情報の提供その他の必要な協力の業務を行う。

(中小企業基盤整備機構の行う認定情報処理支援機関協力業務)

第四十一条 中小企業基盤整備機構は、認定情報処理支援機関の依頼に応じて、専門家の派遣その他情報処理支援業務の実施に關し必要な協力の業務を行う。

(運用)

第四十二条 第二十七條から第三十一条までの規定は、認定情報処理支援機関について準用する。この場合において、第二十七條第三号及び第三十條中「経営革新等支援業務」とあるのは「情報処理支援業務」と、第二十七條第三

号及び第二十九條中「主務省令」とあるのは「経済産業省令」と、第二十八條第一項中「五年」とあるのは「三年」と、第二十九條から第三十一条までの規定中「主務大臣」とあるのは「経済産業大臣」と読み替へるものとする。

第二十九條を第三十五條とする。

第二十七條及び第二十八條を削る。

第二十六條を第三十四條とし、第二十五條を第三十三條とする。

第二十四條中「第二十一条第一項」を「第二十六條第一項」と、「第二十四條」を「第三十二条」に改め、同條を第三十二条とする。

第二十三條中「前條の規定による命令に違反したを」次の各号のいずれかに該当するに改め、同條に次の各号を加える。

一 第二十七條各号(第五號を除く。)のいずれかに該当するに至つたとき。

二 前條の規定による命令に違反したとき。

三 不正の手段により第二十六條第一項の認定又は第二十八條第一項の認定の更新を受けたことが判明したとき。

第二十三條を第三十一条とし、第二十二條を第三十條とし、第二十一條を第二十六條とし、同條の次に次の三條を加える。

(欠格事項)

第二十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、前條第一項の認定を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

三 心身の故障により経営革新等支援業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの

四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取扱

われている者
五 第三十一条の規定により認定を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者
六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二條第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して五年を経過しない者(第八号において「暴力団員等」という。)

七 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
八 暴力団員等がその事業活動を支配する者(認定の更新)

第二十八條 第二十六條第一項の認定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第二十六條第一項及び第三項並びに前條の規定は、前項の認定の更新に準用する。

(廃止の届出)

第二十九條 認定経営革新等支援機関は、その認定に係る業務を廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

第二十條第二項の表第十三條第一項の項及び第十四條第一項の項中「第二十條第一項第一号」を「第二十二條第一項第一号」に改め、同表第十八條第一項、第十九條及び第二十條第一項第一号の項中「第二十條第一項各号」を「第二十二條第一項各号」に改め、同表第二十條第一項第四号の項、第二十一條第一号の項、第二十三條第一号の項及び第二十三條第二号の項中「第二十二條第二項」を「第二十二條第二項」に改め、第三章第四節中同條を第二十二條とし、同條の次に次の三條を加える。

(特定許可等に基づく地位の承継等)

第二十三條 認定経営力向上計画(事業承継等

に係る事項の記載があるものに限る。に第十
三条第四項の特定許可等に基づく被承継等
中小企業者の地位が記載されている場合に
おいて、当該認定経営力向上計画に従って事
業承継等が行われたときは、承継等中小企業
者等は、当該特定許可等の根拠となる法令
の規定にかかわらず、当該特定許可等に基づ
く被承継等中小企業者の地位を承継す
る。

2 承継等中小企業者等は、当該認定経営力向
上計画に従って事業承継等を行ったときは、
遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、
その旨を主務大臣に報告しなければならない
い。

3 主務大臣は、第一項の規定により承継等中
小企業者等が特定許可等に基づく被承継等
中小企業者等の地位を承継した場合におい
て、前項の規定による報告を受けたときは、
主務省令で定めるところにより、その報告に
係る事項を当該特定許可等に係る行政庁に
通知するものとする。

4 この法律に定めるもののほか、特定許可可
等に基づく地位の承継に関し必要な事項は、
政令で定める。

(中小企業等協同組合法及び中小企業団体の
組織に関する法律の特例)

第二十四条 中小企業者が認定経営力向上計画
(事業承継等(第二十条第十項第九号に掲げる措
置に限る。))に係る事項の記載があるものに限
る。に従って当該認定の日から二月を経過す
る日までに当該認定に係る事業協同組合、企
業組合及び協業組合を設立する場合における
中小企業等協同組合法第二十四条第一項及び
中小企業団体の組織に関する法律第五条の十
五第一項の適用については、これらの規定中
「四人以上」とあるのは、「三人以上」とする。

(事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等)
第二十五条 認定経営力向上計画に記載された
被承継等中小企業者等であつて株式会社であ

るもの(以下この項及び第四項において単に
「会社」という。)は、認定経営力向上計画(事
業承継等(第二十条第十項第七号に掲げる措置
のうち事業の譲受けに係るものに限る。))に係
る事項の記載があるものに限る。に従って行
われる事業の全部又は一部の譲渡について株
主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の
決定がされたときは、当該決議又は決定の日
から二週間以内に、特定債権者(当該会社に対
する債権を有する者のうち、当該事業の全
部又は一部の譲渡に伴い、当該事業の全部又
は一部を譲り受ける者に対する債権を有する
こととなり、当該債権を当該会社に対して有
しないこととなる者をいう。第三項及び第四
項において同じ。))に対して各別に、当該事業
の全部又は一部の譲渡の要領を通知し、か
つ、当該事業の全部又は一部の譲渡に異議の
ある場合には一定の期間内に異議を述べるべ
き旨を催告することができる。

2 前項の期間は、一月を下つてはならない。
3 第一項に規定する催告を受けた特定債権者
が同項の期間内に異議を述べなかつたとき
は、当該特定債権者は、当該事業の全部又は
一部の譲渡を承認したものとみなす。

4 特定債権者が第一項の期間内に異議を述べ
たときは、当該会社は弁済し、又は相当の担
保を提供し、若しくは特定債権者に弁済を受
けさせることを目的として信託会社若しくは
信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託
しなければならない。ただし、当該事業の全
部又は一部の譲渡をしても当該特定債権者を
害するおそれがないときは、この限りでな
い。

第十九条の見出し中「経営力向上促進業務」の
下「及び事業再編投資円滑化業務」を加え、同
条に次の一項を加える。

2 中小企業基盤整備機構は、事業再編投資を
円滑化するため、認定事業再編投資組合が認
定事業再編投資計画に従って事業再編投資を

実施するために必要な資金の借入れに係る債
務の保証の業務を行う。

第十九条を第二十一条とし、第十八条を第二
十条とし、第十七条を第十九条とする。

第十六条第一項の表第三第一項の項、第二
項及び第三項中「第十六条第一項」を「第十八
条第一項」に改め、同条第四項の表第三第一
項の項、第五項及び第六項中「第十六条第四項」を
「第十八条第四項」に改め、同条第七項の表第三
条第一項の項、第八項及び第九項中「第十六条
第七項」を「第十八条第七項」に改め、同条を第
十八条とする。

第三章第三節第十五条の次に次の二条を加
える。
(事業再編投資計画の認定)
第十六条 事業再編投資を行うとする投資事
業有限責任組合は、事業再編投資に関する計
画(以下この条及び次条において「事業再編投
資計画」という。)を作成し、経済産業省令で
定めるところにより、経済産業大臣に提出し
て、その事業再編投資計画が適当である旨の
認定を受けることができる。

2 事業再編投資計画には、次に掲げる事項を
記載しなければならない。
一 事業再編投資の内容及び実施時期
二 事業再編投資を実施するために必要な資
金の額及びその調達方法
三 経済産業大臣は、第一項の認定の申請が
あつた場合において、当該申請に係る事業再
編投資計画が次の各号のいずれにも適合する
ものであると認めるときは、その認定をする
ものとする。

一 前項第一号に掲げる事項が基本方針に照
らして適切なものであること。
二 前項各号に掲げる事項が事業再編投資を
確実に遂行するために適切なものであるこ
と。

(事業再編投資計画の変更等)
第十七条 前条第一項の認定を受けた投資事業

有限責任組合(以下「認定事業再編投資組合」
という。)は、当該認定に係る事業再編投資計
画を変更しようとするときは、経済産業省令
で定めるところにより、経済産業大臣の認定
を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る
事業再編投資計画(前項の規定による変更の
認定があつたときは、その変更後のもの。以
下「認定事業再編投資計画」という。))に従つて
事業再編投資が行われていないと認めるとき
は、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定につい
て準用する。
(中小企業における経営の承継の円滑化に関す
る法律の一部改正)
第四条 中小企業における経営の承継の円滑化に
関する法律(平成二十年法律第三十三号)の一部
を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「除く」の下に「。以
下この項において同じ」を加え、「当該中小企
業における代表者の死亡等」に起因する経営の承
継に伴い、死亡したその代表者(代表者であつ
た者を含む。又は退任したその代表者の資産の
うち当該中小企業者の事業の実施に不可欠なも
のを取得するために多額の費用を要することそ
の他経済産業省令で定める事由が生じているた
め、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が
生じていると認められる」を「次のイ又はロのい
ずれかに該当する」に改め、同号に次のように
加える。

イ 当該中小企業者における代表者の死亡
等に起因する経営の承継に伴い、死亡し
たその代表者(代表者であつた者を含む。又
は退任したその代表者の資産のうち当該中小企
業者の事業の実施に不可欠なものを取得するた
めに多額の費用を要することその他経済産業省
令で定める事由が生じているため、当該中小企
業者の事業活動の継続に支障が生じていると認

められること。

口 当該中小企業者が、他の中小企業者の役員(当該他の中小企業者が法人である場合に限る。次号口及び第三号において同じ。)又は親族(他の中小企業者が法人である場合にあつては、当該他の中小企業者の代表者の親族を含む。次号口及び第三号において同じ。)の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることその他経済産業省令で定める事由が生じていることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであると認められること。

第十二条第一項第二号を次のように改める。
二 個人である中小企業者 次のイ又は口のいずれかに該当すること。

イ 他の個人である中小企業者の死亡等起因する当該他の個人である中小企業者が営んでいた事業の経営の承継に伴い、当該他の個人である中小企業者の資産のうち当該個人である中小企業者の事業の実施に不可欠なものを取得するために多額の費用を要することその他経済産業省令で定める事由が生じているため、当該個人である中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること。

口 当該個人である中小企業者が、他の中小企業者の役員又は親族の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることその他経済産業省令で定める事由が生じていることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産

の譲受けを行うものであると認められること。

第十二条第一項に次の一号を加える。

三 事業を営んでいない個人 当該事業を営んでいない個人が、他の中小企業者の役員又は親族の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることその他経済産業省令で定める事由が生じていることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであると認められること。

第十三条第一項中「以下「認定中小企業者」という」を「同項第一号イ及び第二号イに該当する者に限る。以下この項において同じ」に、「認定中小企業者に」を「当該中小企業者に」に改め、同項の表第三号第一項の項中「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、同条第二項中「認定中小企業者(前条第一項第一号に掲げる中小企業者であるもの)」を「前条第一項の認定を受けた中小企業者(前条第一項第一号イに該当する者)に改め、」及び次条第一項を削り、「認定中小企業者の」を「当該」に、「当該認定中小企業者」を「当該中小企業者」に改め、同条に次の二項を加える。

3 中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険、同法第三条の二第二項に規定する無担保保険又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険の保険関係であつて、経営承継準備関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第二項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、前条第一項の認定を受けた中小企業者(同項第一号口及び第二号口に該当する者に限る。以下この項において同じ。)が他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産を取得するために必要な資金に係るものをいう)を受けた当該中小企業者に係るものについて、次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同

るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同

表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項		中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十三条第三項に規定する経営承継準備関連保証(以下「経営承継準備関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項及び第三号の第三項	保険価額の合計額が	経営承継準備関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項及び第三号の第三項	当該借入金額のうちの	経営承継準備関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金額のうちの
第三号の二第三項及び第三号の第三項	当該債務者	経営承継準備関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

4 前条第一項の認定を受けた同項第三号に掲げる事業を営んでいない個人であつて、特定経営承継準備関連保証(中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第二項又は第三号の三第一項に規定する債務の保証であつて、当該事業を営んでいない個人が他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産を取得するための資金に係るものをいう)を受けたものについては、当該事業を営んでいない個人を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条から第三条の三まで及び第四条から第八条までの規定を適用する。

定を受けた同項第三号に掲げる事業を営んでいない個人に対し、他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産を取得するための資金その他の当該事業を営んでいない個人が必要とする資金であつて経済産業省令で定めるもののうち別表の上欄に掲げる資金を貸し付けることができる。

第十五条に次の一項を加える。
3 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業者の経営の承継の円滑化のため、商工会又は商工会議所の依頼に応じて、専門家の派遣その他必要な協力の業務を行う。

(中小企業倒産防止共済法の一部改正)
第五条 中小企業倒産防止共済法(昭和五十二年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の認定を受けた中小企業者(同項第一号イに該当する者に限る。以下この項において同じ。)に、「当該認定中小企業者」を「当該中小企業者」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

第二条第二項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

2 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第十一条又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条の規定にかかわらず、第十二条第一項の認

三 電子記録債権法(平成十九年法律第二百二号)第二条第二項に規定する電子債権記録機関(同法第五十六条に規定する業務規程において金融取引の停止に係る事項を定め

ており、かつ、経済産業省令で定める数以上の金融機関が参加するものに限り、において、その電子債権記録機関で電子記録債権を取り扱う金融機関が金融取引を停止する原因となる事実についての公表がこれらの金融機関に対してされること。

第七條第二項第一号中「とき」の下に「（経済産業省令で定める正当な理由がある場合を除く。）」を加える。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第六條 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項第九号中「第十九條」を「第二十一條第一項及び第二項」に、「第二十五條及び第二十九條」を「第三十三條、第三十五條及び第四十一條」に、「第四十二條第一項」を「第五十四條第一項」に改め、同項第十五号中「第十三條、第十九條、第三十八條及び第五十三條」を「第十二條、第十八條、第三十六條及び第五十一條」に改め、同項第二十三号中「助言」の下に「及び同条第三項の規定による協力」を加え、同条第二項第六号中「第四十二條第二項」を「第五十四條第二項」に改め、同条第五項中「第四十二條第一項」を「第五十四條第一項」に改める。

第十八條第一項第二号中「第十九條」を「第二十一條第一項及び第二項」に改める。

第二十二條第一項中「第四十二條第一項第一号」を「第五十四條第一項第一号」に改める。

附則第八條の六の次に次の一条を加える。
（産業競争力強化法等の一部を改正する法律による改正前の産業競争力強化法に係る業務の特例）

第八條の七 機構は、当分の間、第十五條第一項及び第二項並びに附則第五條第一項及び第二項、第六條第一項から第四項まで並びに第七條から前条までの業務のほか、産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年

法律第 号）の施行前に機構が締結した債務保証契約に係る同法附則第六條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一條の規定による改正前の産業競争力強化法第三十八條の業務及びこれに附帯する業務を行う。

附則第十三條の三第一項中「次条」を「附則第十四條」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十三條の四 機構は、附則第八條の七に規定する業務を終えた後、経済産業大臣及び財務大臣が、政府から機構に対し出資されている金額（次条の規定により読み替えられた第十八條第一項第二号に掲げる業務に係る勘定において経理を行っている金額に限る。）のうち、機構の業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべき金額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。

2 附則第十三條の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。

附則第十四條の表以外の部分中「第八條の六」を「第八條の七」に改め、同表第十七條第一項第三号の項中「及び附則第八條の五」並びに附則第八條の五及び第八條の七に改め、同表第十八條第一項第二号の項中「及び第八條の五」を「第八條の五及び第八條の七」に改め、同表第十九條第一項の項中「第八條の六」を「第八條の七」に改め、同表第二十一條第一項の項中「附則第八條の五」及び第八條の七に改め、同表第三十五條第二号の項中「第八條の六」を「第八條の七」に改める。

第七條 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を次のように改正する。

第十五條第一項第十五号中「第百十七條第一項」を「第百十八條及び第百三十一條第一項」に、「第百三十三條」を「第百四十條」に改める。

第十八條第一項第一号中「第百十七條第一項」を「第百十八條及び第百三十一條第一項」に

「協力及び」を「協力並びに」に、「第百三十三條」を「第百四十條」に改める。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十七條の規定 公布の日

二 第二條、第五條及び第七條の規定並びに附則第十八條、第二十条、第二十四條、第二十六條、第二十八條及び第三十条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

（見直し）

第二條 政府は、この法律の施行後三年を目途として、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（旧産業競法の規定による解釈及び適用の確認に関する経過措置）

第三條 第一條の規定による改正前の産業競争力強化法以下「旧産業競法」という。第九條第一項の規定による求めをした者に対する回答については、なお従前の例による。

（事業再編計画に関する経過措置）

第四條 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた旧産業競法第二十四條第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をすることがどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧産業競法第二十四條第一項の認定（旧産業競法第二十五條第一項の変更の認定を含む。）を受けている事業再編計画については、なおその効力を有するものとし、当該事業再編計画及び前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた事業再編計画に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取

消し、現物出資及び財産引受の調査に関する特例、株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例、特別支配会社への事業譲渡等に関する特例、株式の併合に関する特例、株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例、全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例、事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

（特定事業再編計画に関する経過措置）

第五條 施行日前にされた旧産業競法第二十六條第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をすることがどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧産業競法第二十六條第一項の認定（旧産業競法第二十七條第一項の変更の認定を含む。）を受けている特定事業再編計画については、なおその効力を有するものとし、当該特定事業再編計画及び前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた特定事業再編計画に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、現物出資及び財産引受の調査に関する特例、株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例、特別支配会社への事業譲渡等に関する特例、株式の併合に関する特例、株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例、全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例、事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等、投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再編円滑化業務に関する経過措置）

第六條 この法律の施行の際現に行われている旧産業競法第三十八條の債務の保証に係る独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその

効力を有する。

(株式会社日本政策金融公庫の行う事業再編促進円滑化業務に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に行われている旧産競法第三十九条第一項に規定する株式会社日本政策金融公庫の事業再編促進円滑化業務については、同条並びに旧産競法第四十条及び第四十四条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧産競法第三十九条第二項の表第五十八条第一項の項中「産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)」とあるのは、「産業競争力強化法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号)附則第七條の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一條の規定による改正前の産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号。以下「旧産競法」という。)」と、同表第五十八条第二項及び第五十九条第一項の項、第七十一条の項、第七十三条第一号の項、第七十三条第三号の項、第七十三条第七号の項及び附則第四十七條第一項の項中「産業競争力強化法」とあるのは「旧産競法」とする。

(旧産競法第四十一条第一項に規定する指定金融機関の行う事業再編促進業務に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に行われている旧産競法第四十一条第一項の指定金融機関の行う同項に規定する事業再編促進業務については、同条から旧産競法第四十九条まで及び第百三十八條の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(設備導入促進法人に関する経過措置)

第九条 旧産競法第六十一条第一項に規定する設備導入促進法人(以下この条において単に「設備導入促進法人」という。)の平成二十九年度の事業報告書及び収支決算書については、なお従前の例による。

2 設備導入促進法人の平成三十年四月一日に始まる事業年度に係る事業計画及び収支予算につ

いては、なお従前の例による。

3 設備導入促進法人の平成三十年四月一日に始まる事業年度は、施行日の前日に終わるものとする。

4 設備導入促進法人の平成三十年四月一日に始まる事業年度の事業報告書及び収支決算書については、なお従前の例による。この場合において、設備導入促進法人は、事業報告書及び収支決算書を、施行日から三月以内に、経済産業大臣に提出しなければならない。

(創業支援事業計画に関する経過措置)

第十条 この法律の施行の際現に旧産競法第一百三条第一項の認定(旧産競法第一百四十一条の変更の認定を含む。)を受けている創業支援事業計画については、第一条の規定による改正後の産業競争力強化法第百三十三條第一項の認定を受けた創業支援等事業計画とみなす。

(中小企業承継事業再生計画に関する経過措置)

11 施行日前にされた旧産競法第二百一十一條第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をすることがかゝる処分がされてい

ないものに係る認定については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧産競法第二百一十一條第一項の認定(旧産競法第二百一十一條の変更の認定を含む。)を受けている中小企業承継事業再生計画は、なおその効力を有するものとし、当該中小企業承継事業再生計画及び前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた中小企業承継事業再生計画に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、特定許可等に基づく地位の承継等、中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の特例、中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第一号)の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

(認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定に関する準備行為)

第十二条 第二条の規定による改正後の産業競争

力強化法(以下「第二条改正後産競法」という。)

第六十八條第一項の認定を受けようとする者は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。)前においても、第二条改正後産競法第六十八條第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

(株式会社産業革新機構の定款の変更等に関する経過措置)

第十三条 株式会社産業革新機構は、第二号施行日まで、次に定めるところにより、定款の変更をするものとする。

一 その目的を第二条改正後産競法の規定に適合するものとする。

二 その商号を株式会社産業革新投資機構とすること。

三 当該定款の変更の効力が発生する日を第二号施行日とすること。

2 第二号施行日において現にその名称中に産業革新投資機構という文字を使用している者については、第二条改正後産競法第八十五條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(中小企業等経営強化法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 第三条の規定による改正前の中小企業等経営強化法(以下この条において「旧中小強化法」という。)

第十三條第一項の認定(旧中小強化法第十四條第一項の変更の認定を含む。)を受けた経営力向上計画は、第三条の規定による改正後の中小企業等経営強化法(次項及び第三項において「新中小強化法」という。)

第十三條第一項の認定を受けた経営力向上計画とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧中小強化法第二十一条第一項の認定を受けている者の当該認定に係る施行後最初の更新については、新中小強化法第二十八條第一項中「五年」とあるのは、「産業競争力強化法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号)の施行の日から起算して五年を経過する日までの間において政令で定める期間を経過する日まで」とする。

3 この法律の施行の際現に旧中小強化法第二十一条第一項又は第二十六條第一項の認定を受けている者に対する新中小強化法第三十一条(新中小強化法第三十七條において準用する場合を含む。)

の規定による認定の取消しに関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

(中小企業倒産防止共済法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 第二号施行日前に生じた第五条の規定による改正後の中小企業倒産防止共済法第二條第二項第三号に規定する事態に相当する事態に係る共済金の貸付けについては、なお従前の例による。

2 第五条の規定による改正前の中小企業倒産防止共済法(以下この項において「旧共済法」という。)

の定めるところにより締結された共済契約(以下この項において「旧共済契約」という。)

であつて、第二号施行日前に旧共済法第七條第二項第一号に規定する一定の月分以上について掛金の納付を怠つた場合における旧共済契約の解除については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)

の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)

は、政令で定める。

(登録免許税法の一部改正)

第十八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第百十九号の次に次のように加える。

百十九の二、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定	
産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第六十八 条第一項(認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定) の認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定(更新の 認定を除く。)	認定件数 一件につき一万五 千円

(情報処理の促進に関する法律の一部改正)
第十九条 情報処理の促進に関する法律 昭和四
十五年法律第九十号の一部を次のように改正
する。

第四十三条第一項第十二号中「平成十一年法
律第十八号」第四十條第一項各号を「第五十二
条第一項各号」に改め、同号を同項第十三号と
し、同項中第十一号を第十二号とし、第十号を
第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の
次に次の一号を加える。

九 中小企業等経営強化法(平成十一年法律
第十八号)第四十條に規定する業務を行う
こと。

第二十條 情報処理の促進に関する法律の一部を
次のように改正する。

第四十三條第一項中第十三号を第十四号と
し、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十
二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 産業競争力強化法(平成二十五年法律
第九十八号)第七十七條に規定する業務を
行うこと。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第二十一條 沖縄振興特別措置法(平成十四年法
律第十四号)の一部を次のように改正する。

第六十六條第五項の表第十六條第一項から第
三項まで並びに第十七條第一項第一号及び第二
号の項中「第十六條第一項を」「第十八條第一項」
に、「第十七條第一項第一号」を「第十九條第一
項第一号」に改め、同表第十八條第一項第一号
の項中「第十八條第一項第一号」を「第二十條第
一項第一号」に改め、同表第四十五條第一項の
項中「第四十五條第一項」を「第五十七條第一項」

第一類第九号

経済産業委員会議録第四号

平成三十年四月四日

に改め、同表第四十六條第一項の項中「第四十
六條第一項」を「第五十八條第一項」に改め、同
表第四十六條第四項の項中「第四十六條第四項」
を「第五十八條第五項」に改め、同表第四十七條
第一項の項中「第四十七條第一項」を「第五十九
條第一項」に改め、同表第四十八條第二項の項
中「第四十八條第二項」を「第六十條第二項」に改
め、同表第五十二條第一項の項上欄中「第五十
二條第一項」を「第六十四條第一項」に改め、同
項中欄中「第四十七條」を「第五十九條」に改め、
同項下欄中「第四十七條第一項」を「第五十九條
第一項」に改める。

(国立大学法人法の一部改正)

第二十二條 国立大学法人法(平成十五年法律第
百十二号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第七号及び第二十九條第一
項第六号中「第二十二條」を「第二十一條」に改め
る。

(株式会社地域経済活性化支援機構法の一部改
正)

第二十三條 株式会社地域経済活性化支援機構法
(平成二十一年法律第六十三号)の一部を次のよ
うに改正する。

第六十一條第一項中「第二十四條第二項」を
「第二十三條第一項」に、「同法第二十六條第
一項の特定事業再編計画の認定又は同法第二百
十一條第一項の中小企業承継事業再生計画」を
「又は同法第二十五條第一項の特別事業再編計
画」に改める。

第二十四條 株式会社地域経済活性化支援機構法
の一部を次のように改正する。
第二十五條第三項中「第二百二十七條第二項」を

「第二百三十四條第二項」に改める。

第六十一條第二項中「第二百三十三條第二号」を
「第四百四十條第二号」に、「第二百二十七條第二項
第一号」を「第二百三十四條第二項第一号」に改め
る。

(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法
の一部改正)

第二十五條 株式会社東日本大震災事業者再生支
援機構法(平成二十三年法律第百十三号)の一部
を次のように改正する。

第五十九條第一項中「第二十四條第一項」を
「第二十三條第一項」に、「同法第二十六條第
一項の特定事業再編計画の認定又は同法第二百
十一條第一項の中小企業承継事業再生計画」を
「又は同法第二十五條第一項の特別事業再編計
画」に改める。

第二十六條 株式会社東日本大震災事業者再生支
援機構法の一部を次のように改正する。

第十九條第三項中「第二百二十七條第二項」を
「第二百三十四條第二項」に改める。

第五十九條第一項中「第二百三十三條第一号」を
「第四百四十條第一号」に改め、同条第二項中「第
百三十三條第二号」を「第四百四十條第二号」に、
「第二百二十七條第二項第一号」を「第二百三十四
條第二項第一号」に改める。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第二十七條 国家戦略特別区域法(平成二十五年
法律第百七号)の一部を次のように改正する。

第十九條の二第二項中「第二十二條第二十三項
第二号」を「第二十二條第二十項第二号」に改める。

第二十八條 国家戦略特別区域法の一部を次のよ
うに改正する。

第十九條の二第二項中「第二十二條第二十項第二
号」を「第二十二條第二十四項第二号」に改める。
(所得税法等の一部を改正する等の法律の一部
改正)

第二十九條 所得税法等の一部を改正する等の法
律(平成二十九年法律第四号)の一部を次のよう
に改正する。

附則第六十八條中「旧租税特別措置法第五十
五條の三第一項に規定する計画の認定」を「産業
競争力強化法等の一部を改正する法律(平成三十
年法律第 号)第一条の規定による改正
前の産業競争力強化法(平成二十五年法律第九
十八号。附則第八十三條において「旧産業競争
力強化法」という。)第二十六條第一項に規定す
る特定事業再編計画について同項の認定」に、
「同条の」を「旧租税特別措置法第五十五條の三
の」に改め、「おいて、」の下に「同条第一項中」に
「同法」とあるのは「に産業競争力強化法等の一部
を改正する法律(平成三十年法律第 号。
以下この項及び第四項第一号において「産業競
争力強化法改正法」という。)第一条の規定によ
る改正前の産業競争力強化法(以下この項及び
同号において「旧産業競争力強化法」という。)
と、「同法」とあるのは「(産業競争力強化法改
正法附則第五條第二項の規定によりなお従前の
例によることとされる場合における旧産業競争
力強化法」と、「記載された同法」とあるのは「記
載された旧産業競争力強化法」とを加え、「同
条第四項から第六項まで」を「同条第四項中「第
六十八條の四十三の三第一項」とあるのは「旧効
力措置法第六十八條の四十三の三第一項」と、
同項第一号中「産業競争力強化法」とあるのは
「産業競争力強化法改正法附則第五條第二項の
規定によりなお従前の例によることとされる場
合における旧産業競争力強化法」と、同条第五
項、第六項」に改める。

附則第八十三條中「旧租税特別措置法第六十
八條の四十三の三第一項に規定する計画の認
定」を「旧産業競争力強化法第二十六條第一項に
規定する特定事業再編計画について同項の認
定」に、「同条の」を「旧租税特別措置法第六十八
條の四十三の三の」に、「同項中」を「同条第一項
中」に「同法」とあるのは「に産業競争力強化法等
の一部を改正する法律(平成三十年法律第
号。以下この項及び第四項第一号において
「産業競争力強化法改正法」という。)第一条の規

定による改正前の産業競争力強化法(以下この項及び同号において「旧産業競争力強化法」という。)と、「(同法)」とあるのは「(産業競争力強化法改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧産業競争力強化法」と、「記載された同法」とあるのは「記載された旧産業競争力強化法」と、「に」、「第四項及び第九項」を「及び第四項中「第五十五条の三第一項」とあるのは「旧効力措置法第五十五条の三第一項」と、同項第一号中「産業競争力強化法」とあるのは「産業競争力強化法改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧産業競争力強化法」と、同条第九項」に改める。

(復興庁設置法の一部改正)

第三十条 復興庁設置法(平成二十三年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)の項中「第四百四十条第三項」を「第四百七条第三項」に改める。

理由

我が国産業の持続的な発展を図るため、事業再編及び外部経営資源の活用への支援、情報技術の発達に対応した経営手法の導入支援、円滑な事業承継及び企業再生に係る支援、中小企業倒産防止共済制度の拡充による連鎖倒産の防止のための措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成三十年四月二十日印刷

平成三十年四月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C